# 城北会千葉支部会誌

第9号

平成 24(2012)年 11 月

城北会千葉支部

### はじめに

「千葉城北会会誌」も平成 16 年 (2004) の創刊から回を重ねること 9 回目になりました。その間、さまざまな分野の同窓諸氏から大変興味深いお話をうかがうことができました。厚く御礼申し上げます。

今回も、四中・戸山の同窓・先輩の錚々たる方々にご登場いただきました。 下記、目次のとおりです。どうぞご高覧ください。

千葉城北会で毎回感じることは、普段、接することのできないような方々に 同窓のよしみで、身近にお話しをうかがい、しかも懇親会では一杯やりながら 裏話も聞けるという、これこそ城北会ならではの特権ではないかと思います。

今回の講演には、元長崎大学水産学部教授・平山和次氏(S23・4 修)お迎えすることになりました。魚の養殖など、食糧資源の確保・保護という大きな観点からお話いただきます。

長年、城北会の集まりで私が感じるのは、自分の経験したことのない世界を知ることができることです。視野を広げるうえでも、人生を豊かにする上でも、これほどありがたいことはありません。

幹事の方々には毎回、大変ご苦労をいただいておりますが、特に総会の出席 者数が一番気になります。採算がとれるかどうか毎回ドキドキです。どうか皆 さんで「千葉城北会に行くと、美味しい物だけでなく、頭の栄養にもなるぞ!」 と同窓の方々をお誘いいただくようお願いいたします。そして、このなごやか な集いを、ぜひ次の若い世代へとつないでいっていただくよう、切にお願いい たします。

なお、今回からご年配の方々にも配慮して、本誌の書体をゴシックにいたしました。いかがでしょうか。

平成 24 年 11 月

城北会千葉支部 支部長 斉藤 徳浩

### 目 次

「最高裁判所について」(昨年の講演) 元最高裁判事 堀籠 幸男(S34) 1 「四中から海兵へ、そして潜水艦乗りへ」

元帝国海軍航海士 細谷 孝至(S15) 18

「嗚呼、誰か国を思わざる」 元警察庁長官 山田 英雄 S23・4 修) 29

### 平成 23 年度千葉城北会記念講演

# 「最高裁判所について」

講師 前最高裁判所判事 堀籠 幸男 (S34 卒)

平成 23 年 11 月 5 日 船橋グランドホテルにて



#### 【講師プロフィール】

1959 (S34) 年 都立戸山高校卒業

1964(S39)年 東京大学法学部卒業

内閣法制局総務主幹、最高裁事務総長、大阪最高裁長官 などを歴任

2005 (H17) 年 5 月 17 日 最高裁判所判事

2010 (H22) 年 6 月 15 日 定年退官 (70 歳定年)

2011 (H23) 年 11 月 3 日 旭日大綬章 受章

城北会千葉支部の皆さんの前でお話できることは、私にとっても非常にうれしいことです。話の内容は皆さんにはあまり面白くもないかもしれませんが、我が国の司法がどういうように機能しているのか、我が国の裁判所は世界的に見るとどういうふうに位置付けられるかということを、少しでもご理解いただければ幸いです。

# 1. 裁判とはなにか

人が共同生活をして社会が形成されてきますと、人と人の関係、あるいは社会と人との関係で、トラブルが発生したり紛争が生じたりします。このトラブル・紛争を何らかの方法で解決することにより、社会に安定、平穏をもたらす必要があるということから考えなければなりません。社会的関係から生じたトラブル・紛争を、法的な観点から解決・規律することが裁判の機能であります。

従いまして、裁判の対象となるのは法的な紛争でありまして、それには3つの類型があるといわれています。

- (1) 対等な私人間の紛争——民事訴訟
- (2) 公権力を有するあるいは公権力を行使する国家と人民・国民との間の公益と私益と の間の調整を図ることを目的とする訴訟
  - ① 行政訴訟

#### ② 刑事訴訟(犯罪を犯した人間を処罰する)

従って裁判所の使命は、具体的に生じた法的な紛争について、証拠により事実を認定し、 その認定した事実に法律を解釈し適用するというのが裁判所の使命であります。

社会的にはいろいろな種類の争いがありますが、裁判所の審査の対象となるのは、法的な紛争に限られます。

法的な争いとは言えない争い、例えば宗教上の教義としてどちらが正しいか、あるいは 単に歴史的な事実として何が真実か、といったことは裁判の対象にはなりません。

もう一つは、国民の権利や利益に影響を及ぼす国家あるいは行政機関の決定についても、 それが法律に反するかどうかという問題になりますと、これは裁判所の審査の対象となる のは当然でありますが、その決定が妥当か、相当かどうかということになると、これは裁 判所の審査の対象にはならないというのが原則であります。

国や地方公共団体の政策としてどれが一番いいのか、妥当かという問題は、基本的には 選挙を通じて、国民あるいは地方公共団体の住民の皆さんが決定することであって、裁判 所の判断の対象にはなっていないという関係に立っております。

もう一つ、裁判所の審査の対象になるためには、事件性、争訟性があることが必要でありまして、一般的、抽象的にある法令が有効かどうか、無効かどうか、あるいはそれが憲法に違反するかどうかということは、裁判所の審査の対象にはならないということになっています。

アメリカの連邦最高裁判所でも同様な考え方をとっておりまして、アメリカでは"case or controversy"という言い方をしております。

例を挙げれば、最高裁の大法廷が初めて判断したのは自衛隊の前身である警察予備隊について、これが憲法9条に反するかどうかということを、いきなり裁判所にもってきましたけれども、こういう法令自体の一般的・抽象的な有効・無効ということは裁判所の審査の範囲外であるというふうに判断をして、門前払いをした例があります。

最近では最高裁が、交通事情の整備を考えて裁判所の支部であるとか、簡易裁判所を統合したときに、支部は最高裁の規則で設立及び廃止ができますので、統合して廃止する所ができるとなると憲法違反であるということで争われた事件があります。具体的事件と関係なく規則自体が有効か無効かということは裁判所の審査の対象にならない、というように判断されました。

ところが、本来であれば裁判所の審査にならないようなものであっても、これを法的な 紛争にひっかければ裁判の対象になるのがあります。例えば同族会社あるいは個人企業で、 株式会社あるいは有限会社をやっているようなところですと、兄嫁がけしからん、私をコ ケにしたとか、兄が弟を無視したからけしからんということになりますと、同族会社でも 株式会社という制度でやっておりますと、それまでは「まあ、固いことを言わずに」と株 主総会を開かないで、開いたことにして帳簿だけつくっていたというところがありますが、 そのように兄弟で争いが起こってくると「株主総会決議不存在確認訴訟」あるいは「株主 総会決議無効確認」「株主総会決議取消」という訴訟が起こされます。これは会社法が定め た訴訟制度になっておりますので、法的な紛争になります。裁判所に来る株式会社や有限 会社の総会の決議の有効・無効を争う事件の大半は、この種の事件であります。最高裁ま で争うというのは、実際にはこの種の事件が大部分です。

大会社の場合は、株主総会が有効か無効かなどということは、大体、顧問弁護士がついていて指導しますから、訴訟の対象にはなり得ません。

結局、訴訟手続を利用しようとすると、にっちもさっちもいかなくなる。この種の事件は家庭裁判所で「まあ、皆さん、固いことは言わずに」というようなことでやれば済むのですが、最高裁まで争うと負けた方は「けしからん」と、また別の訴訟を起こす。親族間で株主総会の有効・無効を争われたら、裁判所は一番てこずります。要するに、相手が頭を下げれば全部取り下げるというような事件がかなりあるというのが実情になっているわけです。

# 2. 最高裁判所の権限と機能

我が国の最高裁判所はご承知のように、日本国憲法により設立された裁判所で、具体的な訴訟事件について最終的な判断を行う権限を有する裁判所です。この種の裁判所を、講学上、学問上、最高裁判所と呼ぶことがありますが、実際に各国における裁判所の名称はいろいろであります。

戦前の日本では「大審院」と言っておりました。

韓国では「大法院」と言っております。

イギリスでは、ごく最近まで貴族院の司法を担当する司法委員会があって、貴族院のロウ・ロードと言われる法律家からなる人たちが判断する部門があり、それがイギリスの最高裁判所でありましたが、2005年の法改正で「最高裁判所」というのが設けられました。

フランス、イタリア、ベルギーでは「破棄院」という言い方をしております。これは、 高等裁判所の判決に間違いがあった場合に、破棄する権限を有するということから来たも のであろうと思います。

ドイツでは「連邦通常裁判所」と言います。ドイツには通常ではない裁判所もあります。 例えば「労働裁判所」などいろいろありますが、「通常裁判所」というのは一般の民事事件 と刑事事件を扱います。ドイツでは州が一審二審をやって、州の裁判所の判決に不服があ る場合にその審査をするというのが、ドイツの「連邦通常裁判所」の権限になっています。 オランダでは「最高裁判所」という言い方をしています。

講学上の最高裁判所の機能と権限から見ますと、憲法判断、すなわち法律・法令が憲法 に違反しているかどうかを判断する権限、私どもは「違憲審査権」と申しておりますが、 そういう憲法判断をする権限を有する裁判所と、その権限を有しない裁判所の二つに分か れております。

世界的に見ますと、ヨーロッパを中心に憲法判断を行う権限を有する裁判所としては、

別組織の「憲法裁判所」を設置する国が圧倒的に多くなっています。韓国でもそうです。 これらの国では「最高裁判所」の機能は、上告裁判所として、すなわち高等裁判所の判断 に対し不服申し出でがあった場合にそれを審査するという機能、具体的な訴訟事件につい て、最終的な決着をつける権限を有する機能に限定されています。

日本の最高裁判所は3つの機能を持っています。

- (1) 憲法判断をする機能(「憲法裁判所」としての機能)
- (2) 上告裁判所として、高等裁判所の判断を審査する機能 これがさらに2つに分れて、
  - ①法令の解釈の統一を図る機能
  - ②もう一つは高等裁判所の判断の誤りを正す機能、具体的な訴訟事件の救済を図る 機能

日本のように、「憲法裁判所」の機能と、具体的な事件の審査をする機能の二つの機能を 持っている国というのは、世界的に見ると極めて少数であります。

日本以外の代表的な国としては、アメリカの「連邦最高裁判所」と、オーストラリアの 「連邦最高裁判所」があります。

アメリカの「連邦最高裁判所」の憲法判断をする権限というのは、憲法自体には書いてありません。判例により確立されたものであります。具体的な訴訟事件を解決するに必要な限度で憲法判断を行うことができるというものであります。憲法判断の権限については日本の最高裁判所と同じであります。

昨年(2010) 2月に、私がまだ現役の最高裁判事のときに、アメリカに出張して「連邦最高裁判所」を訪ねて、連邦最高裁判所長官のロバーツという人と懇談した際に、憲法判断に関する日米両国最高裁判所の権限が同じであるということで意気投合したことがあります。その時にロバーツ長官は、具体的事件の解決のために必要な限度で憲法判断をすることができるという制度は、憲法判断に政治性を入り込ませず、憲法解釈の客観性を保つことができるので、好ましい制度であるというふうに言っておりました。

他方、独立した別組織の憲法裁判所の裁判官は、裁判官出身の他に学者や、場合によっては政治家が選任されることがありますし、また事件性のない場合、すなわち法令自体の 憲法判断をすることができるということになっています。

憲法判断をなしえない最高裁判所では、憲法問題が生じた場合にどうするかというと、 多くの国では憲法問題にしぼって憲法裁判所にその論点の回付をするというようなやり方 をしています。

# 3. 最高裁判事

次に、最高裁判所の裁判官でありますが、最高裁判所の裁判官は1人の長官と14人の判事で構成されております。法律上の資格は40歳以上で、少なくとも10人は法曹すなわち判事・検事・弁護士としての経験が20年以上であることを要するとなっています。従って

5名は法律家としての経験がなくてもいいということであって、法律上の規定は「見識の高い、法律の素養のある者」という資格だけになっています。

現在、男性が 13 人、女性が 2人、その 2人の前身は何かというと、元労働省の局長と、 もう一人は学者で慶応大学の先生からなったのですが、元々は裁判官であった人です。

任命については、長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命する、その他の判事は、内閣が任命し、天皇が認証することになっていますが、具体的な手続きはどうなっているかというと、行政官出身や外交官出身の者を除いては、最高裁の長官が「この人がふさわしい」ということを内閣に推薦し、最高裁長官が推薦した人が任命されるという運用が、戦後から今日まで変わらずに行われています。この任命の仕方は、民主党内閣になっても基本的には変わっておりません。現在、出身母体から見ると、裁判官出身が6人、弁護士出身が4人、検事出身が2人、行政官出身が1人、外交官出身が1人、学者出身が1人ということになっています。

最高裁の裁判官について任期の定めはありませんが、定年の定めがありまして、70 歳になれば定年ということになっております。

最高裁の裁判官も、地裁、高裁の裁判官も、憲法自体で「法律で定める年齢に達した時に退官する」と書いてあります。従って、地裁、高裁の人事がめんどうだから3月31日に揃えて定年にしようということが法律で可能かというと、憲法に違反するからできないというのが憲法の解釈です。なぜかというと「法律で定める年齢に達した時」となっているので出来ません。もし、裁判官の定年を年度末に揃えようとすれば、憲法改正が必要で、国民投票が必要になる、という関係に立っているわけであります。

アメリカの連邦最高裁の判事はどうかというと、定年の定めはありません。従って、辞表を提出するまで現職の裁判官をつとめることになります。アメリカの連邦最高裁の最大の悩みは、年齢が80歳を超えてボケてきたときに、いかにその人間から辞表をとるかということです。アメリカの裁判官も恍惚になってくると「自分が一番できる」と思いこんで、なかなか辞表を書かない、この人からどうやって辞表をとるかということが最大の悩みだというふうに言われています。

我が国では「そういうことで人を傷つけるのは良くない」というので、定年制があります。「まだ充分働けるのに、定年で残念ですなあ」ということになっています。

アメリカの連邦最高裁の裁判官は9人です。大統領が上院の承認を得て任命することになっています。先程お話した現在の連邦最高裁のロバーツ長官は、2005 年9月に50歳で任命されました。定年がないので、ブッシュさんが自分の考えに一番近い人を任命すれば、30年は長官を務められるだろう、ということでやっておりまして、まだ56歳ですから、まだ20数年はやるだろう、その間は共和党の天下だというような計算でやっているのだろうと思われます。

皆さん、アメリカの大統領は新聞・テレビでよく見ているでしょうが、最高裁の長官は どういう人かわかりますか。なにしろ非常に若く、昨年私が会ったときも 55 歳でした。 最高裁の裁判官の地位についてでありますが、これはわが国の敗戦、米軍の進駐軍のお陰で一番地位が高くなったのは最高裁の裁判官であります。なぜかというと、ヨーロッパ型の最高裁といっているところは、例えばフランスの「破棄院」などは80人くらい、我が国の戦前の大審院も50人くらいおりました。人数がものすごく多いものですから、戦前の我が国では、司法省の次官は一人しかいないので、司法省の次官の方が格が上だということがあったわけです。ところが進駐軍のお陰で、最高裁判所の裁判官というのは国務大臣と同一の格だと、すべてそういう扱いにされております。俸給なども同じ扱いになっています。従いまして、勲章につきましても国務大臣と同じである。政治家の方が1年もすると大体首が飛んでしまいますが、最高裁判事は最低5年はやっているものですから、勲章というものは地位と在勤の長さで決まるということで、一部の人からは最高裁判事は不当に高く評価されていると思われているのではないかと思います。

これは要するに、最高裁判所の裁判官を 15 人という数に減らして少数にしたことと、権限をアメリカの連邦最高裁判所と同じにしたということによる結果であろうと思います。

### 4. 大法廷と小法廷

最高裁判所には3つの小法廷があります。第一小法廷、第二小法廷、第三小法廷。

誰がどの小法廷に属するかということは、最高裁判所の規則の上では、毎年 12 月に翌年分の配属を裁判官会議で決めることになっていますが、これまでの裁判官会議では毎回例外なく従前のとおりということで来ていまして、一度も裁判官の配属が変わったことはありません。新任の裁判官はどうするかというと、誰の後任かということで前任者のいたところに行くことになっています。小法廷については、就任すると定年まで配属がかわることは、いまだかつてないということになります。

最高裁に係属した事件は、必ず小法廷に係属させるということになっております。

小法廷から大法廷で判断する方が相当ということで、大法廷に回された事件だけが大法 廷で扱うことになっております。

大法廷で扱う事件というのは、大きく分けると5種類あります。

- ① 特定の憲法問題について、最高裁が判断するのが相当であるとき。 例えば、衆議院の一票の較差の憲法問題、参議院の一票の較差の憲法問題。
- ② 最高裁が憲法違反の判断をするときは大法廷でしなければならない。 小法廷では憲法違反の判断はできません。小法廷で憲法判断が出るときは、違憲判断は でないと考えていいわけです。
- ③ 最高裁判所がした判例を変更するとき。 戦前の大審院の判例を変更するときは、小法廷でできることになっています。
- ④ 事案の重要性に鑑み、大法廷で審理するのが相当と認められるとき。
- ⑤ 小法廷で意見が同数になったとき。 なぜ同数になることがあるかというと、小法廷は5人ずつなのですが、長官は基本的に

小法廷の事件に関与しないことになっています。

現在、長官は第2小法廷に所属していますが、小法廷の審査には加わらない。そうする と、意見が2対2になった場合には、大法廷に回付することができることになっていま す。

ところが、2対2で大法廷に回付したという例は今までほとんどありません。

結局、議論して、どっちかが折れて、気の弱い人が折れて、3対1になるのを待つというのが実務上の運用になっています。

それから、事案の重要性に鑑み、大法廷で審査するのが相当という事件があります。例 えば「ロッキード事件」の嘱託尋問調書が証拠になるかどうかということが争われた事件 があります。これは宣明書を最高裁が出しているので、それが証拠になるかどうかという ようなものについては、やはり大法廷でやった方がいいというのでやったことがあります。 従って「事案の重要性に鑑み」というのは非常に少ないし、「同数で回した」というのも 非常に少ないわけです。

# 5. 事件審理の実情

#### (1) 事件数

民事事件、行政事件は高裁判決に対するものとしては、現在の民事訴訟法では上告の申し立てと上告受理の申し立てと、2本の申し立てをすることができることになっています。その関係は後で説明しますが、2本でやっても同じ事件なので競合するものを1件と考えて数えますと、大体、最高裁に年間3000~4000件。刑事の上告事件が2000~2500件くらいになります。これだけでも大体、5000~6500件になるわけです。

これ以外にも、民事事件、行政事件、あるいは刑事事件でも、高裁が「判決」という形ではなく、「決定」という形、「決定」とは何かというと、法廷で当事者の意見を聞かないで判断できるのが「決定」なのですが、「決定」に対する不服申し立てが「特別抗告」という形でできます。それから「最高裁のした判断がおかしい」というので「再審の申し立て」をするというようないろいろな事件を合わせますと、大体、最高裁に1年間に申し立てのある事件というのは約1万件ということになっております。これを3つの小法廷でやりますから、一つの小法廷では年間3000~3500件、1日平均すると10件片づけないと赤字になるということで、最高裁というのはかなり忙しいというのが実情であります。

事件の配分は、各小法廷ごとに専門性はありませんので、民事事件でも、行政事件でも、 刑事事件でも、書類の受付順に番号を付けまして、それを第一法廷から順番に配っていく という扱いになっています。

現在は、第一小法廷が10、第二小法廷が9、第三小法廷が10の割合で事件を扱っております。第二小法廷は長官がやることになっていますが、実際はやらないので9となっています。「10対9対10」というような扱いになっております。

#### (2) 民事・行政事件

民事・行政事件は、10 数年前にできました「新民事訴訟法」により、上告事件として、すなわち、権利として争える理由、主張できる理由というのは、憲法違反の主張以外は重大な形式ミス、例えば、関与できない裁判官が関与したとか、およそありえないようなことですが、憲法違反の主張以外は権利としての上告理由にはならない。それ以外の重要な理由、例えば法令の解釈に誤りがあるというようなことは、権利としての上告理由の範囲には入らなくて、現在では上告受理の申し立てをする理由になる。すなわち、重要な法律問題があるから最高裁としては裁量により、権限を発動して、判断してくださいという申し立てをすることが出来るという仕組みになっています。

最高裁としては、最高裁が判断するに値する重要な法律問題であるかどうかという観点から判断して、判断に値しないということであると、受理しないという判断をするにすぎないということになっております。

受理するかどうかについては、最高裁の裁判官はかなり時間を使っています。

実際どうやっているかというと、調査官が全事件について調査をし、報告書を提出しております。その内容は事案の概要、一、二審の判決の要旨、上告理由および上告受理申し立て理由の要旨、その事件の問題点、問題点に関する学説判例、事件処理についての調査官の意見までつけた調査報告書を出しています。

問題のない事件は「持ち回り決済」ということで、最高裁の裁判官が審議室に集まるのではなく、部屋ごとに持ち回りで決済をしておりまして、民事・行政事件の 95%はこの持ち回り決済により不受理ということになっております。

審議になるのはどういう事件かというと、原判決を破棄することが相当との意見がついた事件、法令の解釈・適用について審議した方がよいとの意見がついた事件です。調査官があらかじめこの意見をつけた場合には、必ず審議しております。

それから、持ち回り決済の途中で裁判官の一人が「これはやはり集まって審議した方がいい」と意見をつけたものは審議します。

実際に最高裁の判事は、受理するかどうかにかなりエネルギーを使っております。調査官の報告書も膨大なものがあります。それを読んで判断をすることになりますので、最高裁の判事のエネルギーは、外には出ておりませんが、受理するかどうかということにかなり使われております。不受理の場合は外には「不受理」という通知しかいきませんが、使ったエネルギーは外部にはまったく知られないということです。

#### (3)刑事上告事件

刑事事件についても、権利として上告して主張することができるのは、憲法違反と判例 違反の主張に限られています。それ以外の理由、すなわち高裁の判決に事実の認定の誤り があるという主張、あるいは法律の解釈・適用に誤りがあるという主張、量刑が不当であ るという主張、これらの主張は最高裁判所に対して職権発動を求める申し立てにすぎない のです。これらの主張に対して、最高裁判所は主張の当否を正面から答える義務はないというのが法律の規定になっています。

例えば「私は犯罪を行っていません。無罪です。高裁の判断は誤りです」と 100 枚くらい書いてきましても、最高裁の決定は「所論は事実誤認の主張であって、適法な上告理由ではない」という、世間でよくいう「三くだり半」の書面を出します。世間では「最高裁はひどいではないか。三くだり半ではないか」「刑務所へ放り込んでけしからん」というようなことをいわれますが、法の建前は、こういう具合になっているわけです。

刑事事件についても、調査官が全事件を調査しておりまして、その報告書に基づいて審査をしております。

刑事事件で最高裁で審議が相当と考えて、審議の対象になるのは、法令の解釈・適用について、最高裁が判断を示すのが相当というような事件、それから事実誤認の主張について、原判決に問題の点があるので、やはり5人で審議した方がいいというような意見が付いた事件、それから死刑事件は必ず審議しております。

それと「事案の重要性に鑑み、全員で集まって審議した方がいい」という、これらの事件については審議をしております。

憲法違反、判例違反の主張以外の問題は、適法な上告理由にならないので「三くだり半」で済むわけでありますし、職権発動しても「なお書」で法令の解釈はこうだということで、「決定」ということで法廷を開かないで判断することができることになっております。

最高裁で刑事事件で判決になるのは、各小法廷でも年間 10 件程度、必ず判決になるのは 憲法違反、判例違反の主張に対して正面から答える事件、死刑事件、破棄する事件という ふうに限られているわけであります。

刑事事件の審理におきましては、80%以上のエネルギーが、職権発動をする必要があるかどうかという点に使われております。やはり、私の最高裁判事の経験でも「私はやっていません」というと、最近では記録がものすごく厚くなっていて、すぐに 10 冊くらいになります。それを丹念に読んで「この人が犯罪をやっていることに間違いがない」ということになりますと、裁判官みながそういう判断になると、裁判所の判断としては「被告人の主張は事実誤認の主張であって、適法な上告理由にならない」としか出ません。しかしその陰ではかなりのエネルギーを使っています。

#### (4)調查官制度

調査官は最高裁判事のアシスタントということで、現在、総勢 37 人おります。

首席調査官といって全体を統括する人が 1 人、民事の調査官が 19 人、行政の調査官が 7 人、刑事の調査官が 10 人で、いずれも裁判官としての経験が 10~20 年のベテランの人であります。

調査官はプール制であって、個々に裁判官に付くものではありません。

なぜ、我が国ではベテランの裁判官を用いているかというと、次のような理由によりま

す。

我が国の最高裁は、具体的な事件の審査の関係で、高裁の判断が妥当かどうか、職権発動をする必要があるかどうかを判断するために、ベテランの判事が最高裁判事のアシスタントとして付く必要があります。具体的に事件についての判断であるため、事件記録を丹念に読む必要があります。そのため、やはりベテランの人でないと具体的な事件の判断が妥当かどうかわからない、ということからベテランの経験者がなっております。

アメリカの連邦最高裁の場合、各裁判官にロー・クラークというのがアシスタントとして付いています。ロー・クラークとは、ロー・スクールを極めて優秀な成績で卒業した人、成績順が大体ひと桁の人で、法律家としての経験は皆無の人がロー・クラークになります。 連邦最高裁あたりになりますと、ハーバード・ロー・スクールあたりを出た人がかなりいます。

アメリカの連邦最高裁の場合は、その役目は法令の解釈の統一のためだけにあって、個別事件の救済を目的としていません。ということになると、アメリカの連邦最高裁では事件記録を読む必要がない。高裁の判決及び州の最高裁の判決を読んで、その判決に示された解釈が法律解釈として正しいかどうかだけを判断する。こういうところでありますから、法律についてのアカデミックな能力のすぐれた人であれば、法律家としての経験はまったく必要ではない。抽象的・一般的法律解釈ということになると、ロー・スクールで優秀な成績を取った人で足りるという運用が行われています。

この点で、我が国の調査官制度とアメリカ連邦最高裁のロー・クラークは、まったく違った扱いになっています。

### (5) アメリカ連邦最高裁との比較

我が国の最高裁は、憲法裁判所としての機能のほかに、法令の解釈・適用の統一を図るという機能と、個別事件の救済を図るという機能を持っていますが、アメリカの連邦最高 裁は憲法判断と法令の解釈・適用の統一を図るという2つの機能しか持っておりません。

これに加えてアメリカの連邦最高裁では 1980 年代に最高裁の負担の軽減を図り、最高裁としての機能を充分に発揮させるために、連邦最高裁に申し立てが認められる権利をいっさい廃止いたしました。憲法問題を含めて法律問題については「サーシオレーライ (certiorari)事件移送命令書」という制度をとりました。この「サーシオレーライ」という制度は何かというと、元々は英国の制度で、上級の裁判所が下級の裁判所に対し事件の移送命令を出して、移送を受けた事件を上級の裁判所が審査することができるという制度です。

アメリカではこの「サーシオレーライ」という制度をとっておりまして、我が国ではこの「サーシオレーライ」は「上告受理申し立て」と訳されている例が多い。アメリカの連邦最高裁でも年間に 7000~8000 件から 1 万件の申し立てがありますが、受理されるのは年間 100 件くらいです。受理するかどうかは 9 人の裁判官のうち、 4 人が賛成したかどうか

で決まります。

ロバーツ長官は昨年(2010) 2月に会ったときに「サーシオレーライ制度というのは、アメリカ連邦最高裁が充分に機能するために、非常に好ましい制度である」と言っていて、アメリカでは法律問題について年間 100 件程度判断すれば足りる。だからアメリカの最高裁判事は夏休みもたっぷり取れるし、優雅な生活をしている、そういう違いが生じているわけです。

# 6. 憲法判断

次に憲法判断ですが、最高裁はよく「憲法の番人」といわれるように、違憲立法審査権を持っています。

最高裁発足から 10 年くらいの間は、憲法解釈について大法廷の判断がなかったために、 頻繁に大法廷判決が出されておりましたが、最近では大法廷の憲法判断というのは、年間 数件にとどまっております。

憲法判断には合憲判断と違憲判断がありまして、合憲判断というのは多数あって、明示的な合憲判断は通常行われておりまして、例を挙げれば「死刑は憲法に違反しない」というような判断、それから黙示的な判断というのがありまして、これは裁判所が判決の理由中に法令を適用したときは、その法令は憲法に適合するものであるという黙示的判断をしたというのが最高裁の判例になっております。黙示的判断はいっぱいやっております。

限定解釈の判断、これはその規定自体はあやしいけれども、絞って解釈すれば憲法に違反しないというようなことであります。例えば関税定率法では、風俗を害する物品の輸入を禁止している。この「風俗を害する」というのは極めてあいまいで、不明確で、こんなことで、人権を縛るのはけしからんというので争われたことがありますが、最高裁は「風俗を害するというのは猥褻のことである」「猥褻物の輸入を禁止することは憲法に違反しない」という言い方をしています。

次に違憲判断、これは規定自体が憲法に違反するという判断、それから適用違憲ということで、規定自体は憲法に違反しないけれども、その規定を適用すれば憲法に違反すという判断です。例えば関税法では密輸を犯罪として処罰し、密輸に関わる物品を没収することができると書いてある。問題は没収しようとする相手が被告人、逮捕され、裁判にかかっている人であれば問題ないのですが、それが第三者の場合でも没収できるかということが問題になりました。最高裁はその第三者に告知、弁解、防御の機会を与える必要があるので、それを与えないでいきなり没収するのは憲法違反である。だから被告人に属するものを没収すること自体はいいが、手続きを踏まないで第三者の物を没収することは適用違憲であると判断したことがあります。

規定違憲は、これまで最高裁では8件あります。一つは尊属殺重罰規定が憲法違反、それから公職選挙法に規定する議員定数が法の下の平等に反するというのでやったことが過去に2回あります。

森林法の共有林の分割を制限するのが憲法違反、薬事法による薬局の距離制限が憲法違 反、郵便法の賠償責任は、まだ郵政省がやっているころのことですが、免除する規定が憲 法違反、もう一つは在外邦人の選挙権の制限も憲法違反、それから国籍法の国籍付与が、 外国人の母親と日本人の父親との間に生れて、認知したけれども、父親と母親がまだ結婚 していないものは認めていなかったのが、これは憲法違反とした例があります。

我が国の最高裁の憲法違反の判断が少ない一つの理由には、次のような事情があります。 アメリカの連邦最高裁では憲法違反が多いですが、これは州の法律が憲法違反となった例 が多いからです。州の法律の最終的な解釈権は、州の最高裁判所が持っているものですか ら、州の最高裁判所がした法律の解釈を前提にすると、連邦の憲法に違反するということ で憲法違反になった例があります。

我が国では条例を含めて限定解釈をした上で、限定した解釈のもとでは憲法に違反しないということで、憲法違反としていない例がかなりあります。このことはご承知おきいただきたいと思います。

# 7. 刑事裁判の正当性の根拠

我が国の刑事裁判は、伝統的に「精密司法に基づく実体的真実の解明にある」と言うふうに考えられてきました。精密司法とは何かというと、精密な取り調べに始まり、慎重な起訴を経て、精密な事実認定を行う判決に終わる刑事手続きでありまして、我が国の刑事裁判においては、被告人の権利を保障しながら、被告人が行った具体的な事実は何かについてできるだけ的確に、かつ精密に解明することが裁判所の使命であるというふうに考えられてきたわけであります。我が国の社会も国民の関心の高い刑事事件においては、犯罪の動機は何か、犯罪の背景は何か、経過はどうか、結果はどうか、社会的影響等は何かということを、詳細に認定し、判示することが裁判所に期待されていたわけであります。ところが、「裁判員裁判」の導入によって、このような精密司法を今後も続けることがむずかしくなってきております。裁判員裁判は、一般の国民の皆さまが参加するものでありますから、わかりやすい手続きで、しかも簡潔でなければなりません。裁判員裁判では、公判が始まる前の整理手続きによって争点が絞られ、争点についての判断が中心となるわけですから、従来のように犯行の動機とか、経過などに関し、詳細な事実認定を裁判員の皆さまにしてもらうということは困難であろうというふうになってきたわけであります。

判決は、起訴された事実が認められるかどうか、どのような刑が相当であるかを簡明な 理由で示すことになっておりまして、これからの刑事裁判は「精密司法」から「核心司法」 に変革すべきであるというふうに、我々の世界でも言われているところであります。

刑事裁判の内容に変化が生じますと、刑事裁判の正当性の根拠にも変化がもたらされる のではないかというのが私の考えであります。

従来、実体的真実の解明こそが刑事裁判の正当性を担保するものであると考えられてきました。しかし裁判員裁判においては、一般の国民の皆さんが裁判員ということで審理に

加わり、裁判官と裁判員が充分に協議した結果、導き出された結論が裁判所の判断という ことで外部に示されることになります。

裁判員裁判は、国民の目には納得のできる手続きを経たものであること、すなわち手続き的正義が実践されたものであるというふうに映るのではないかと考えられます。従いまして、刑事裁判の正当性は裁判員裁判を中心として、その重点が手続き的な正義の実践にあるというふうに恐らく考えられていくことになるであろうと思います。

アメリカでは、被告人が本当に犯罪を犯したかどうかということは神様しか知らないことであるし、神の領域に入ろうとするのは、神に対する冒涜であるから、人間として最大できることは、陪審員が判断することに尽きると考えられている。すなわち陪審員の判断したことは真実であると信じようというのが陪審員裁判の根底になっているわけであります。

# 8. 司法積極主義と消極主義

裁判所のあるべきスタンスとして、国会や政府の行為について "おかしい" と思われたことがあった場合に、裁判所が積極的に踏み込んで、その是正を図るべきだというのが「司法積極主義」です。

他方、国会や政府に大幅な裁量権があるから、第一次的には国会や政府の判断を尊重すべきであって「非常におかしい、極めておかしい」と考えられるときに踏み込むべきであるとする考え方が「司法消極主義」であります。

この2つの考え方のうち、どちらをとるかということは、最高裁の判事になった人の個人の考え方によります。

私は司法消極主義が相当であるという立場をとって、その立場から大法廷での意見を述べてきました。その理由は何かと言うと、我が国の最高裁の裁判官の任命については、アメリカ合衆国のような民主的なコントロールを経ていないという点であります。アメリカ合衆国の場合は厳しい上院の審査、本人を呼び出して意見を聞くというようなことをやっています。これに対し我が国の場合は、いままで最高裁の長官が「この人がいい」ということで内閣に推薦すると、ほとんどその人が任命されるということで、マスコミの間では「最高裁の裁判官の任命はブラックボックスだ」と言われていますが、私もそのとおりだと思います。そういう制度の下で国の将来を左右するような重要な憲法問題につて判断するのは、私は「相当ではない」、そういう問題については最終的には国会、引いてはそれを選ぶ国民の皆さんの選択にゆだねるべきであると考えてきました。憲法はかなり大幅な裁量権を国会・内閣に与えているというのが、私の考え方であります。

# 9. これからの最高裁判所の行く方向

定年(70歳)が近くなるについて、私は大法廷では少数意見に回ることがしばしばありました。世代間の感覚の違いということを感じるようになりました。例えば衆議院の一票

の較差問題を違憲とする高裁の判決は昨年、大幅に出ております。較差は最大 2.3 倍。私が最高裁判事になった当時は3倍未満であれば、これはもう国会の裁量権の問題、過疎地帯に充分な発言権を与えるというのも国会の裁量権の範囲であるという考え方でありました。ところが、次第に人間を半人前に扱うのはおかしいということで、最近では2倍というのが有力になってきています。今年(平成23年)3月の大法廷の判決によりますと、15人の裁判官のうち、違憲状態が12人、憲法違反が3人、合憲が1人ということになっております。違憲状態とは憲法の規定には適合しないが、いまだ憲法違反とまでは言えないというものです。

なぜ違憲状態かというと、ごく最近までは 2.3 倍は合憲と言っていたのに、いきなり違憲といえば、最高裁は国会を2階に上げたのに梯子を降ろしただけではないかと非難される。最高裁は「合理的な期間内に、較差を是正しないときには憲法違反になるが、今回初めて 2.3 倍は憲法不適合と言うのだから、合理的期間内に是正しなかったとまでは言えないので、いきなり違憲とするわけにはいかない」と考えたのであります。

これからの最高裁は、新しい感覚を持った世代の人々によって担われているため、その ほかの問題についても新しい判断が出る可能性があると思います。

現在、最高裁の裁判官は15名いますが、そのうち戸山高校出身が3名おります。一人は私の後任の大谷という裁判官、もう一人は千葉という民事の裁判官、もう一人は検事からなった古田という人です。これに対して新宿高校は一人であります。内輪の席では「戸山高校は新宿高校に勝った」と話しています。

その他に東京高等裁判所の長官も戸山高校の出身です。

ただ残念なことに、都立高校学校群制度ができてから、私立へ受験生が流れたため、裁判官になる人はほとんどいません。あと数年経つと、戸山高校出身の裁判官はほとんどいなくなるのではないかという心配が出ているところです。

以上で私の話は終わりにいたします。

#### 【質疑応答】

Q:大見(S29) いま、衆議院の較差の問題で「違憲」というお話がありましたが、「違憲」だったら、その選挙は無効になるのですか。

A: 堀籠 これが悩ましい問題でして、法律の上では「無効」とすることもできることになっています。ただ、あまりにも重大なために「事情判決」ということで、過去の例では「違憲ではあるけれども、選挙は無効としない」ということで逃げています。本当に困るのは、もし選挙が無効となると、衆議院議員がいなくなってしまいます。そうすると、法律をどうやって作るのかということが問題になります。法律を作るには、衆参両院の議決が必要です。そうすると、改正しない法律で選挙をやると、また憲法違反、憲法違反と続くことになり、国会議員ゼロの状態が続くことになります。これを避ける方法が一つだけあります。それは参議院の緊急集会という制度です。しかし、そこまでやるのはどうか、

最高裁の裁判官もそれほど度胸がないものですから、まあ「違憲ではあるけれども効力は無効にしない」とやっておけば、国会は法律を改正してくれるであろう、というようなやりかたをしておりました。

Q:志田(S33) 総選挙のときに最高裁の裁判官を信認するかしないかというのがありますが、私は申し訳ないけど全部「×」にしています。というのは、裁判官の資格をアメリカのようにきちっと決めて、資格を得た人が最高裁の裁判官になるというようにした方がいいのではないかと思いますが、いかがですか。

A:堀籠 今日は申し上げるのを飛ばしましたが、最高裁の裁判官には国民審査という制度がありまして、これは任命後、最初の総選挙で行うことになっています。大体「×」を受ける人は5%から、多い人で15%くらいです。私も任命直後に受けまして、「×」が7%、500万票くらいいただきました。このときに、一番多かったのは検事からなった人で戸山高校出身の人でした。一、二が戸山高校出身でした。この制度はどういう制度かというと、我が国と同じようなことをやっているのは、米国カリフォルニア州の最高裁の裁判官についての州民審査です。これはカリフォルニア州の最高裁の裁判官は州知事が任命するから、任命直後の州民選挙で審査をする。このカリフォルニアの州民選挙では、実際には罷免になった裁判官がいます。女性の裁判官で長官になった人ですが、「あの人は死刑反対論者だ」とキャンペーンを張られて、その結果「×」が多くて、その人はほとんど仕事をやらないで罷免になってしまいました。

今の日本の国民審査の制度は、「×」をつけない限りは、罷免をしない方にカウントされます。この制度はおかしいのではないかという意見もあります。「わからない」という意見の欄を設けない現在の国民審査制度は憲法違反であると争った人がいます。争うと、最高裁判所に行きます。そうすると、最高裁判所では「これは任命が適しているか適していないかを審査する制度ではなく、裁判官に適しないから罷免すべきである」という制度、すなわちリコール制度である、従って「リコールが相当である」という人が過半数に達しない限り、最高裁判事は罷免されないという言い方で説明しています。「わからない人は罷免を求めない意見にカウントしてよい制度で、現在の国民審査制度は憲法に何ら反しない制度である」という最高裁の判例であります。そういう制度で運用されているというのが実情です。

Q:若山(S38) 3権分立で、司法というのはどちらかというと、行政・立法のように外から見るとあまり見えるような行動をしないので、我々としては気になるところですが、一票の較差の問題がこれから大きくなっていくのではないかと私なんかは感じます。なぜなら、今回のヨーロッパの大混乱のように、高度な福祉国家をつくろうとしても経済が伴わない、だから国が破たんするかもしれないという状況は、日本も同じではないかと思います。かつての高度成長期であれば一票の較差は、それほど大きな問題にはならなかった。しかしこれからの日本を考えると、一票の較差によって、ある地域の人たちの票ばかりが国政に反映されるということになると、これはやはり司法の場としては憲法の問題として

大きく取り上げなくてはいけないのではないかと思います。そうした中で違憲状態というのが、いまの民主党政権ではどちらかというと取りまとめ能力がない。そういう状態が長く続いていくと、最高裁の権限というか、力が弱いのではないかという感じがしますが、いかがですか。

A: 堀籠 これは結局「司法の積極主義か、消極主義か」の問題で、だらしのない政府・国会に代わって、最高裁はできる限りのことをやるべきだという人もいるわけですが、私が「司法消極主義」をとるのは、やはり「国会がだらしがなければ、そのツケは国民が受けて当然である」と考えるからであります。やはり「選挙権」が一番重要であって、今の較差がどうのこうのといっていますけど、民主党が団結してやれば衆議院を通るわけですから。ですから、本当に司法がどこまで踏み込んでやればいいかという問題は、私が一つ心配しているのは、アメリカの大統領と同じに、目の色変えて「自分の眼鏡にあった裁判官を選ぶ」ようになるのではないかということです。そういう意味では、今は公平・中立な人が選ばれていることは間違いありません。だから「どういう裁判所がいいか」ということになっていくのだと思います。

ご承知のように、ブッシュさんについて、かつてフロリダ州の選挙が有効か無効かが問題になった時、私はブッシュさんが勝つと思っていました。なぜかと言うと、連邦最高裁の判事には、ブッシュさんの父親が選んだ人が5人いましたから。そういう票が読めます。政治的な問題になると。そういう裁判制度がいいのかどうかということまで考えてやらないといけないと思います。

いま、我が国では比較的公平・中立、法律的な素養のある観点から選んでいると思います。それをある程度、政治性のある人を内閣が目の色変えて選任するようになっていいのかと、憲法上の権限は内閣が任命することになっていて、最高裁の長官の意見を聞けなどということはどこにも書いてありません。これを運用でやっているわけですから「俺が選んだから文句あるか」と言われたら「文句ありません」と言わざるを得ない憲法上の制度になっています。どちらがいいかという問題になるのではないかと私は思います。

Q:清水(S25) 私は「違憲審査権」の問題を一般国民にやらせるのはどうかと思います。ある程度、法的な知識を持った人たちが投票することによって、一般国民が判断するというのがいいのではないかと思います。

もう一つは、いま、法律の専門家の養成ということがかなり問題になっています。私は 裁判員制度が本当にいいのか、今までのような法律家を主体とした裁判制度がいいのか、 迷うところですが、やはり国民から信頼を受ける専門家による裁判制度がいいのではない か、それとも本当に今の裁判員制度がいいのか、普段、法律の経験のない者が加わるとな ると、かなり悩んでしまうのではないか、そんなことでいいのだろうかお聞きします。

A: 堀籠 憲法問題については、先日、死刑が憲法に違反するかどうか裁判員が判断する のに悩んだということが報道されたことがありますが、実は裁判員裁判で裁判員が権限と して発言できるのは、事実かどうか、やったかどうかということと、量刑の2つです。法 律問題については専門家である裁判官だけで判断するというのが法律の建前になっています。ただ、裁判官が裁判員に参考意見を聞くというのは禁止はされてはいないということでかったことであろうと思います。

法律専門家の養成は、現在、ロー・スクールを出て、司法試験を通った人に対し研修を行うことになっていて、これは従前の専門家の養成と変わっていません。ロー・スクール制度を作ったというのは、先の司法制度改革で、司法制度改革審議会の中には学者出身者が多くて、アメリカのような制度がいいというのが多数を占めたからであろうかと思います。どちらがいいかというのは、今のロー・スクールの実績をもう少しみないと本当にいいかどうかというのはわからないと思います。

裁判員裁判についての基本的な最高裁の考え方は、やはり国民を代表するある程度のレベルにある人がふさわしいということで、調停員型のものを考えていたのですが、司法制度改革で「国民を信用しないのはけしからん」と一喝されてしまいまして、要するに「一般国民誰もが参加する手続きでなければおかしい。諸外国の制度を見ると、刑事裁判に一般国民が参加しない民主主義国家は日本しかない」ということで、だいぶたたかれました。英米諸国はすべて陪審制、欧州では参審制度でやっています。韓国でも遅まきながら陪審員制度を導入しました。ただ、これは拘束力がない陪審員制度です。

こういう状況を見ると、日本だけが一般の国民が参加しないのはおかしいということで、 裁判員制度が導入されました。

一番の問題は「職業裁判官による裁判は信用できない」というのでこういうことをやるというのであれば裁判所も納得しないで踏ん張ったでしょうが、そうではなくて、一般国民が参加することによって刑事裁判がわかりやすくなるということと、一般国民も親しみを持つであろうということで、この2つの理由から裁判員裁判をやるべきだということになりました。

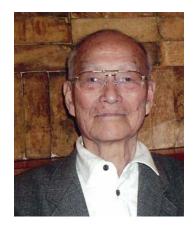
「どうしてこんな死刑のような重い事件ばかりやるのか」ということが問題になりましたが、一つの事件を審理するのに 50~100 人を呼び出さなければならない。だから事件数を絞らなければならない。それで事件数を絞るには死刑・無期事件だと年間 3000 件弱になる。交通違反や交通事故事件を入れると年間数万件ある。そうすると日本人の裁判員は年間 2 回以上呼び出される。それでいいのかということが問題になります。そういう観点から今の制度ができています。裁判所として言いにくいのは「本当に今の裁判員裁判はいいのかどうか」という点です。意見を言いにくい立場にあるということはご了承いただきたいと思います。ただ、マスコミによると、非常にいい制度であると報道されていることは間違いありません。こういう状況です。

≪参考≫旭日大綬章とは:内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、または最高裁判所長官等の職にあって、顕著な功績をあげた者について授与される勲章。今回の堀籠氏の千葉城北会での講演は、受章わずか2日後の講演となりました。

【先輩インタビュー】

# 四中から海兵へ、そして潜水艦乗りへ

元日本海軍潜水艦航海長



細谷孝至さんは「文芸春秋」平成23年4月号に「カッパの 陸上がり」という記事が掲載され、これを尾崎英二顧問(S31) が見つけられ、お話を聞くことになりました。

細谷さんは四中卒業後海軍兵学校に入り、日本海軍の潜水 艦乗りとなり、実戦体験ばかりでなく、陸軍の救難輸送など も体験されました。終戦の日はたまたま艦長になるための講 習を潜水学校で受けており、そこで玉音放送を聞かれたとの ことです。戦後も外地からの「復員業務」や、捕鯨母船に乗 って食糧難の時代に鯨肉を提供されるなど、船の仕事に多く 従事されました。

平成 23 年 11 月 25 日、ご自宅からほど近い大田区大森駅近辺のお店で、私達は細谷先輩から直接お話をうかがうことができました。——千葉城北会

# 1. 四中から海軍兵学校へ

私は大正 11 (1922) 年 5 月 9 日生れの 89 才 (取材時)。兄弟姉妹 10 人の上から 4 番目。

小学校は小日向台町尋常高等小学校(今の小石川小日向小学校)に入り、昭和 10 年に卒業、四中に入学した。鳩山邸の近くの「ねずみ坂」は小学生の頃に格好の遊び場所だった。

四中に入ったきっかけは、父がたまたま四中出身だったから。入学試験がうまくいかずあきらめていたところ、修学旅行で関西へ行く朝になって四中から電話があり「学校へすぐ来い」という。修学旅行はあきらめて飛んで行くと、当時の、創立以来の深井校長に呼ばれ、入学を許可するということだった。

最初の担任が「ばあさん」(富永喜舞子先生・国漢)だった。日本文学が専門の先生だった。四中で女性の先生はめずらしいと思ったら、深井校長の親戚だという。習ったのは古文だった。

2年時の担任は「ハッツアン」こと英語の紀田(ハ)先生。紀田先生は四中卒、東京商

科大学(現・一ツ橋大)を出て、すぐに英語の先生として母校に着任された。私達の兄貴 みたいだった。

その時から石川昌君(S15 卒、後に木更津市長。S12 卒の石川吉右衛門・東大名誉教授は彼の実兄)と一緒だった。彼が級長に選ばれ、私は副級長になった。

3年のときに甲組になった。英語の藤村先生が担任で、遊んでいたので4年のときには 丙組に落とされ、担任はお茶(松原)先生だった。それから猛勉強して翌年、海軍兵学校 に合格した。その年に四中から海兵に行った者はたったの3人だった。

海兵に受かると父が大変に喜んでくれた。父は岸信介・佐藤栄作両兄弟元総理大臣の長 兄で四中出身、海軍兵学校 36 期生の佐藤市郎氏と同期だった。

戦後、四中同期生で「15 年会 (S15 卒)」というのをつくり、以来、毎月第 1 火曜日に東京神田の学士会館で昼食会を行っている。会計検査院院長だった故・鎌田英夫君も(もちろん四中卒)毎回出て来て、お互いに楽しい時間を過ごしてきた。これとは別に「城北ネイビー会」が毎年、新丸ビルの地下で行なわれている。

海兵 71 期で四中卒は、私を含めて 4 人。一つ上の 70 期には 10 人くらいいる。陸士へ行った者を併せると 20 人くらいの人達が四中から入校していた。

四中から海兵へ行って潜水艦に乗ったのは、私のほかにもう一人今井千秋君がいたが、 残念ながら比島方面にて伊45潜水艦勤務中に戦死された(昭和19年10月28日)。それ に加えて901空の本多行(すすむ)君が昭和20年1月3日に台湾南西方面海域にて戦死さ れた。

私が海兵に入ったときの同期は 600 人クラスといわれていた。そのうち戦死したのが約 400 人、現在、存命は 100 人以下になっている。

海兵での勉学期間は、本来は4年間のはずが我々のときには開戦となったこともあり、3年間に短縮された。授業の内容も次第に「軍事学」が増え、6:4くらいで軍事関係が多かった。英国人が教えていた「英語」の授業は減らさず、日本人の先生が替わって教えてくれた。海軍はそれだけ英語を重視していた。

入校時の校長は父と同期の36期の南雲忠一中将(サイパンにて戦死)だった。その後任は37期の草鹿任一中将(後の通称ラバウル艦隊長官)、さらに同クラスの井上成美中将となった。(私の卒業証書は井上中将の名になっていた)

# 2. 海軍で潜水艦乗りに

#### なぜ、潜水艦乗りになったか

私は最初から戦闘機か潜水艦に乗りたいという希望を提出していた。理由は不明だったが戦闘機の方は断られたので潜水艦乗りになった。

昭和 17 年秋に海兵を卒業して、大日本帝国海軍に奉職した。翌 18 年 1 月に、候補生として練習艦隊の戦艦「扶桑」乗組みになった。そして宮中賢所で拝謁後、海軍大臣・嶋田 繁太郎海軍大将による卒業祝いが 2 月 10 日に、当時麻布にあった水交社で行われた。昼食 会が終わると、私達はすぐに呉へ行き、戦艦「大和」に便乗してトラック島へ向かった。 連合艦隊司令部があったトラック島には第6艦隊(潜水艦部隊)司令部もあり、20 数名が 潜水艦に配属された。トラック島にいた潜水艦で実艦訓練を受けたが、直ぐに出撃したの はそのうち3、4名だった。

#### タスマニアで最初の実戦体験



昭和19年3月15日に中尉に進級した細谷さん(昭和19年3月26日に 熱海にて撮影)

私が最初に乗艦したのは一等潜水艦伊号第26号(略して伊26潜)だった。ところがその時まだ艦が作戦から戻っていなかった。帰ってきたのが昭和18年2月半ばで、さっそく乗艦着任し、3月1日に「豪州東海岸交通・通商破壊戦」に従事すべくトラック島の南水道から出撃した。タスマニア(オーストラリアの南東の島)まで行った。南極近くのタスマニアに行った潜水艦は他に伊32潜だけで、わずか2隻だった。当時は戦域がインド洋から太平洋東岸まで広がっていたが、伊32潜はインド洋で大活躍した。

私の潜水艦はタスマニア島の向かい側オーストラリアの沖で、そこは海底が砂浜だったので沈座していた。欧州方面からインド洋を経てシドニーへ向かう敵の商船が必ずタスマニア海峡を通るので待ち伏せし、攻撃した。

輪型陣を組んで、やって来た商船団の先頭の船を狙い撃ちしたわけ。(ここで1隻撃沈)

一方、アメリカからシドニーに来る敵艦船は、シドニーの東方 100 マイル沖で待ち伏せ して攻撃した。嵐の中で実際に1隻撃破した。

潜水艦の中での私の仕事は掃除番だった。初めて艦に乗る候補生だから仕方がない。司令塔内の掃除とか、艦長の指示書を持ってあちこちに届けるとか、そんなことを行なっていた。と言っても、潜水艦内は狭いから距離的には少ないが、頭や腕をよく打ちつけたのを覚えている。

伊26潜は排水量2400トン、乗員は当時全部で125人位だった。

当時の潜水艦の動力は、水上を走るときはディーゼルエンジンを回して航走し、かつバッテリーを充電する。浮上中は原速 12 ノット (時速約 22 キロ)で走り、かつ充電をする。潜航中はバッテリーで3~4 ノット (時速約 5.5~7.5 キロ)位しか出せないので、最低の速度で極力バッテリーの消耗を少なくする。その内に自動懸吊装置が発明されて、使用されていた。この発明をしたのは海軍技術少佐友永英夫氏で、ドイツから帰国途中に日本の潜水艦内で自決されたことは、当時新聞報道された。

伊26潜で最初に南方に行ったときは、まだ日本が勝っているときだったから、攻撃されることはなかった。

(注:潜水艦のクラス分け——「伊」が千トン以上、「呂」が 500 トン以上千トン未満、「波」はもっと 小さく 200~300 トンくらい)

#### 少尉に昇進、ラバウルへ

候補生から少尉に任官したのは昭和18年6月1日付。同時に潜水学校普通科学生を拝命。 伊26潜で南方からトラック島の基地に戻った折には、横須賀から進出していた料亭「小松」で任官祝いをやってもらった。

潜水学校では正味3ヵ月間勉強をした。「呂 100 潜に乗艦を命ず」という辞令を受け、またラバウルへ行くことになった。ラバウルへ赴任する時は第6艦隊司令長官になられた南雲中将の飛行艇に便乗させてもらい、トラックまでは行けたが、その先の便がなかった。結局ラバウルに着いたのは、潜水学校普通科学生生活を終えてから3カ月後の昭和 19年1月だった。

私の着任が遅れたので、呂100潜にはラバウル在泊中の伊6潜の砲術長・竹本安明氏 (70 期) が一航海ということで乗艦し出撃した。しかしながら、オマエ島西方海域で触雷して沈没してしまった。そこで私が竹本氏の後任として伊6潜の砲術長となったわけである。なお、呂100潜が触雷したのは「ブーゲンビル島で」という説もあるが、呂100潜に乗っていて、ボートでオーストラリアに逃げて、そこで抑留された人がいて、私はその人から直接聞いた覚えがあるので、「オマエ島」が正しいと思っている。

ラバウルにあった第8艦隊(通称ラバウル艦隊)の長官は、私が兵学校を卒業する直前の校長・草鹿任一海軍中将だった。

私が伊 6 潜の乗組みで哨戒長をしていた折に、ラバウルへ無事入港すると思っていたら、低く垂れ下がった雲の中から突然、米軍の偵察機に爆弾を落とされた。その時はハッチを締めるのと海水が入り込むのとがほとんど一緒だった。一番見張りが私の後に飛び込んで、ハッチを締めている時に海水が流れ込んできたのだ。私が必死で彼の腰に縋りつき、やっと海水の流れに打ち勝ってハッチが締まったが、下の発令所では流れ込んだ海水でモーターが水濡れになったことがある。後で浮上したら爆弾が艦橋の直ぐ後ろの甲板上に転がっていた。ケタクソ悪いからと海へ放り込んで、ラバウルに入港し報告したら、司令部からは「なぜ持ち帰らなかったか? それを調べればいろんな情報が入手出来たのに!」と司令部の参謀に叱られたことがある。今でも時々艦上の爆弾が夢に出てくることがある。

#### 陸軍の救難輸送船として活躍

伊6潜は昭和 10 年5月に完成した排水量 2240 トンの潜水艦で、私の乗艦中には陸軍部隊の救難も行った。戦局が厳しくなって、陸軍が本国へ帰す帰還傷病兵を運ぶ輸送船の役割だ。定員 60 名のところに 50~60 人乗せるのだから、目いっぱいだった。

そんなことになって陸軍も潜水艦をつくろうとやってみたが、船に乗ったこともない者 が潜れるわけがない。瀬戸内海を出ることすらできなかった。そんなことで、結局、やめ てしまった。

これは聞いた話だが、なぜ陸軍はそんなにまでして潜水艦をつくろうとしたかというと、 陸軍は大陸が大体けりがついたので、兵隊を南方へ派遣しようと考えた。商船を雇って運 ぶが、途中でやられてしまうことが多く、結局、南方へつれていくには潜水艦で送るしか ないということになったのだという。

#### 戦闘よりも輸送に専念

私自身は、いわゆる「艦隊同士の戦闘」には潜水艦乗りとして参加していない。終戦ま じかには陸軍の食糧とか人員の輸送ばかりだった。しかし陸軍部隊を収容しようと陸に近 付くと、沿岸を警備していたアメリカの魚雷艇が、エンジンの音を立てないで山影に沿っ てそっと近づいてきて、攻撃されたことがあった。それを早く察知するために、艦上から 20 ミリの大型望遠鏡による見張りを厳重にしていたので助かった。

ガダルカナル戦の敗色濃くなったころから潜水艦の役割はもっぱら陸軍の輸送に使われることが多くなり、後輩たちは、もっぱら「輸送用潜水艦」として、陸軍の食糧を南方の島に運び、帰りは病兵達を乗せて帰るという輸送の役割ばかりをしていた。

本来、潜水艦は輸送船としてはつくられていないし、魚雷も積んでいる。だから輸送船としては効率が悪い。

私は伊26潜のとき、ニューギニアのラエ・サラモアというところから陸軍の兵隊 50人 くらいをラバウルへ送り返したことがあった。

最後にラバウルから日本へ帰ってきたのが昭和 19 年 2 月 29 日だった (なぜか、年月日をよく覚えている)。艦長、機関長、航海長など主幹部が原因不明の病気になり、士官で元気だったのは少尉になりたての私と、乗り組んでいた産婦人科専門の軍医中尉の二人だけだった。

潜水艦内の食べ物は栄養豊富なものだった。100人前後の人が乗っているから、生ものは港を出てせいぜい1週間。あとは缶詰生活だ。戦後の食糧難の折の缶詰食品は、この海軍用軍需品の製造経験が大層役に立ったとのことである。

#### 作戦指示や戦果報告

作戦指示は軍令部から第6艦隊司令部に行く。浮上しているときは我々にもわかる。潜っているときは通信用の無線塔を上げれば情報が入ってくる。第6艦隊司令部から「どの部隊はどこへ行け」というような指示が無線で流されているので、夜または明け方、その指令を傍受できたのでわかるので、通信ロスはなかった。

戦果を挙げたようなときは、艦の位置を敵に気付かれないようにするため、いったん、 そこから 60 マイル位の位置から送信し、次の戦場へと向かうのが普通だった。

#### ゴミ処理

ゴミ処理は心労の種だった。ゴミ処理も敵に発見されないようにしなければならない。1日経てば食べ物のクズや排泄物などが出るので、日没後、タンクに溜めてあったゴミや排泄物を捨て、そこを離れてから次の戦場へと進む。その間に充電もしなければならない。捨てたゴミは沈まないで、糸を引いたようにいつまでも流れて行くので、空から見ればすぐわかる。だからたとえ飛行機に流れるゴミを見つけられても安全なように、まったく違う方向にいったん進んでから、溜めたタンクから高圧空気で排出する。初めのうちはゴミが浮遊することに気付かずに、敵に攻撃されたこともあたったらしい。

#### 陸軍と海軍の目的の違い

本来、陸軍と海軍では目的が違う。陸軍は「戦地に兵隊をもっていきたい、あるいは他の地域へ移動させたい」というのが主だが、海軍は「敵艦をやっつけよう」ということだから、目的が全然違う。しかし陸軍がガダルカナル島に上陸できないというので、伊1潜などは救難に行ったが、敵の飛行機に攻撃され、あきらめて浅瀬に艦を乗り上げ座礁させ、乗組員は全員退艦した。救命用のボートに乗り換えて陸に近づいたが敵の飛行機にやられ、そのうちの1~2の乗組員が2~3日後に発見されて命が助かったという例もあった。

#### 海の特攻「回天」

戦闘機乗りには「特攻」があって、生き残った者はわずかしかいない。潜水艦も人間魚雷といわれた「回天」があったが、それは終戦間際になってからのことだった。

潜水艦本体から「回天」を降ろすときは、初めのうちは浮上して、手作業で固定用のバンドを外して、最後に伝声管だけを残して潜ってから離すというようなことをしていたらしい。

ところで、終戦間際に、原爆を輸送していた重巡洋艦「インディアナポリス」が日本の 潜水艦に撃沈されたことがあって、このとき「回天」が出撃したのではないかという疑問 が関係者の手記に出ているが、実際は6発あった魚雷でやったらしい。あの時は「回天を 使って欲しい」という回天搭乗員からの申し出があったが、艦長は「魚雷で充分できる」 と判断したらしい。恐らく人を犠牲にしたくなかったのだろう。聞いた話では、あの船は 積んでいた原爆をテニアンで降ろした帰りコースで、すなわち空船で日本の潜水艦に攻撃 されたとのことだ。

#### 最新鋭の水中高速潜水艦の一番艦・伊201潜に乗り組む

少尉の任官が昭和 18 年6月1日、作戦を終えていったん日本に戻ったのが昭和 19 年2月29日。日本に近づいて、遥か前方に見えた富士さんの姿は今でも目をつぶると浮かんでくる。伊6潜で帰ってきたが、艦長以下主な士官がみな病気になってしまって、健在だったのは私と軍医中尉の二人だけ。昭和 19 年5月に私のクラスの熊野武雄君が私の後任とし

て着任し、私は呂40潜の艤装員を拝命、6月に呉に行った。呉に来てから1週間くらい 訓練を瀬戸内海で行なったが、その帰途に私は発病し、呉の海軍病院に入院、昭和20年の 2月いっぱいまで休んだ。

ドイツのUボートを研究して造られた伊201潜は、水中高速潜水艦で、従来水中で最高8ノットだったのが、19ノットも出せるようになった。

伊201潜の艦長が四中出身の海兵61期の坂本金美少佐だった。水雷長は68期で、私が兵学校生徒のとき隣の6分隊の先任者68期の井上竜昇大尉だった。クラスの小須田佐太郎が航海長だ。艦長は中学の先輩だし、航海長はクラス。水雷長は生徒の時の隣の6分隊先任者でよく存じ上げていたので、気楽に最新鋭の伊201潜で、半年以上の病人生活から体慣らし・足慣らしをさせてもらった。

#### 潜水艦航海長に就任

昭和20年3月1日付で伊156潜の航海長を拝命し、舞鶴で着任した。舞鶴海軍工廠での修理・改修工事を終えて呉に回航し、その後瀬戸内海の回天基地で出撃準備中に作戦が変更され、伊156潜は大連にて油を満載し、呉へ戻れとの指令。当日朝、海軍基地からの出撃準備作業中に、引地正明君(海兵73期・戦後は菱三電気の役員を経て、OK電気の社長・会長)が「オーイ」と声を張り上げて呼びかけてきた。何かと思ったら「私が伊156潜の乗組員となり、いま呉から来たところだから乗るまで待ってくれ」という。

我々は大連にて油を受け取りに行く指令を受け、艦長も乗組員も定まっていたので、人事電報を受信せずに出撃しようとした。基地を出た艦が瀬戸内海を航走中に引地君が艦橋に来て、艦長に「引地中尉、ただいま着任しました」と着任報告をした。「細谷さんは潜水学校付きになっていますよ」と。艦長は「先任の転勤先が学校なら、もう1航海済ませてからでも大丈夫だ。艦だと出撃するということがあるけどね」と。そんなことで私は、そのまま大連を往復することになった。

#### 台風の遭遇

基地を出て豊後水道を南下中に大型台風に遭遇したので、近くの小さい湾に入り、投錨 沈座し、全員一休みすることになった。

「伊156潜」は豊後水道を通過する前に、味方識別の「日の丸」を艦側から取り外してあったので、基地の人には判らなかったであろう。

艦長と私はその小舟に乗せてもらって上陸。「次回の予定地の帖佐指揮官と打ち合わせを しておきたいという、山根権(60期)艦長の想いがあったから、ちょうどよいとばかりに、 引地砲術長以下の乗組員に艦をまかせて、その小舟で陸地へ向かった。あと少しで陸に着 くという頃に、空襲警報のサイレンが鳴り響いた。そして、呉方面を空襲した米軍の艦載 機2機編隊の4機が私達を発見し、機銃掃射をかけてきた。艦長と私は大急ぎで上陸し、 近くの石の門柱らしきものを楯にして難を逃れることが出来たが、実弾を身近に受けたの は私にとってこれが初めてであり、同時に以後にこんな経験は皆無だった。陸上で飛行機 の銃撃を受けるようなことは、しかも艦長と先任将校がいっしょに艦を離れることは、潜 水艦乗りにとってはあり得ないことだった。(艦長と先任が同時に艦を離れたことが知れた ら、まさに懲罰ものであったろう)

そこの回天基地は、同期で潜水学校の普通科学生でも一緒だった帖佐裕君が基地隊長として、米軍の上陸が考えられる地域防禦のため、部下に回天搭乗員として訓練をしながら、決戦に備えていた。彼は軍神・仁科閲夫君達といっしょに大津島の基地で回天の猛訓練をしていたが、帖佐君独りだけが出撃できず、残って回天搭乗員の教育・訓練を任され、後にこの基地司令となっていた。戦後、彼が九州の親和銀行の取締役営業部長の時に、東京在住のクラスメートとの電話会議の折に、襲撃できなかったことを非常に残念に思っていたことがよく判った。「戦死したクラスの分までも俺が今後カバーするのだ」という彼の意気込みを感じることが出来た。

#### 大連から重油持ち帰りの航海

往路、九州の南を回り、その西海岸を北上、済州島へ向けて航海している時(私が哨戒で艦橋にいた時)、日本海軍の偵察機が我々の潜水艦を発見して急降下し、射撃態勢で向かって来た。大急ぎで手旗信号で、日本の潜水艦であることを知らせて事なきを得た。「伊156潜」の大連行きの行動予定は近辺の陸海軍の基地に連絡されていると思いこんでいたが、いささか甘かった。そうではなかったらしい。

済州島の西側をぐるりと廻り、朝鮮半島の西海岸沿いに北上したが、昼間、前述のような危険性が判ったので、昼間は潜航して北上した。翌日、潜望鏡を上げてみたら、島が見えたので、安心して浮上し大連港を目指して水上航走をしていた。すると、ふたたび艦首右前方から、飛行機が一機、飛び込んできた。見張員が「右前方から(すなわち大陸の方から)飛行機がこちらに向かって来ます」と報告。その飛行機は爆弾投下の姿勢をとって突っ込んできた。ふたたび、懸命に白旗や日の丸の旗を振り、先方も気が付いたらしく、銃撃を避けることができた。こんどは陸軍の飛行機だった。彼らは日本の潜水艦がこんなところにいるはずがないと思っていたらしい。前述の済州島沖の経験で、こちらも用心していたからよかったものの、まったく陸軍も海軍も、敵・味方もわからずに攻撃してくるとはいったい何事か。まことに腹立たしい思いだった。(いま思い起こしても腹が立つことしきりだ)

大連港に入港後は重油の積み込みだけなので、艦長も私も大いに羽根を伸ばさせてもらった。海軍兵学校の四号時代に八分隊で、1年間苦労を共にした仲間の故・井上洸(ひろし)君(大連二中出身、駆逐艦「涼月」で S19.01.16 戦死)のご家族が住んでおられたので、早速、艦長と共に訪問し、留守家族を慰問した。彼の父上が大連水産会社の役員をしておられたので、大変喜ばれ、夕食をご馳走になり、艦への新鮮な魚介類や野菜も積み込

むことが出来た。艦長も大変楽しまれた様子だった。(ご家族は終戦前に内地へ引き揚げられたとのこと)

楽しい後には吃驚するようなことが起こるとよくいわれるが、私の場合もまったくその 通りだった。

大連に3日ほどいて帰路についたが、九州南部を事もなく過ぎ、いよいよ豊後水道へと 舵を切り始めたときだった。「あれっ!」と思って振り向くと、操舵員が腰を上げて懸命に 舵輪を右に回していた。「取り舵」の号令には舵を左に回転させるべきなのに、と私が驚い て操舵員を押しのけて全力で左へ回転させた。そして直ぐに艦橋へ駆けあがってみたら、 魚雷が3本ずつ両舷をイルカのように走り抜けていくところだった。潜水艦は全速力で、 九州本島と細島との間に入り込み、難を逃れて無事、瀬戸内海に入ることが出来た。これ が私の潜水艦乗りとしての最後の航海であった。

#### 8月7日に原爆投下を知る

8月7日、呉に無事入港し、ブイに繋留作業をしているときに、第6艦隊司令部の副官 だったクラスの小西哲夫君が飛び込んできた。

「実は広島に爆弾が投下され、市街が全焼した」と言う。

「一体、それは何だ。一発の爆弾で広島市街が全焼するなんて考えられない!」 彼いわく「どうも原子爆弾らしい」と。

「乗組員の上陸範囲は呉地区のみで、広島は許可範囲外だぞ!」と、連絡だけすると彼は すぐに司令部へ戻っていった。

ブイへの繋留作業がおわり、士官室に全士官が集められ、艦長から話があり、初めて原子爆弾が広島に投下されたために、市街地の全焼、全滅が理解されると同時に、唖然として誰も口をきく者はいなかった。呉鎮所轄の潜水艦だったから伊156潜の乗組員の家族持ちは広島に所帯を持っていた者が結構多かったので、悲嘆は大きかった。

なぜ、呉は狙われなかったのか? これは当時の推測では「米軍が後日使うから、爆撃するな」という指令があったのではないかということだった。

# 3、終戦

#### 潜水学校の学生の時に終戦

私は大連から戻ってきて、確か7月25日付で再び潜水学校付となり、艦長になるための 講習を受けることになった。

2回目の潜水学校の学生生活時代に、大型台風が来て、その救助に行った覚えがある。 道路が土砂崩れで通れなくなったので、兵隊をトラックで連れてゆき、土砂の撤去・道路 の改修作業の指揮をした。

8月15日正午、ラジオを通じての玉音放送(昭和天皇がポツダム宣言を受諾し、降伏するという詔書の放送)を潜水学校の学生室で拝聴した。

聞くところによると、厚木の海軍基地では飛行隊が、「負けてはいない! 戦いを続けるのだ」と、部下を引き連れて暴動を起こそうとしたが、高松宮が直接飛行隊基地へ行かれて「戦争の中止は天皇陛下のご命令だから、そういうことをするな」と話された。その飛行隊長は、自分の心は抑えていたが、若い搭乗員へそれが伝わっていなかったのか、数人が飛行機で飛び立ってしまったらしい。基地に戻って天皇陛下のご命令であることを知り、みな矛を収めた。昭和天皇も戦争継続を叫ぶ飛行機乗りの動きを大変心配され、高松宮を天皇陛下の御名代として遣わされたので騒ぎは事なく収まった由。当時、高松宮は海軍中佐だった。それまでの負け戦で混乱する世の中にて、よく終戦に漕ぎつけたと思う。呉でも水偵が飛んで「まだ戦うのだ」とのビラを撒いたということも聞いた。

# 4. 戦後もしばらくは船の仕事

戦後しばらくは、軍人・軍属や一般邦人を外地から内地へ引き揚げさせる、いわゆる「復員業務」に従事した。

戦時中、海竜や回天等の特攻艇やその機材を戦地に輸送するために造られた駆逐艦並みの高速が出る一等輸送艦19号の航海長として乗艦し、昭和20年10月から23年6月まで復員業務に従事した。その間にこんな珍しい体験もさせてもらった。

昭和21年、22年、23年と3回、2月~4月限定でこの一等輸送艦19号が大洋漁業㈱の小笠原近海における捕鯨母船となり、鯨肉や鯨油を600トンくらい、木造運搬船で関東・関西方面に輸送し、食糧不足の内地の人々に届けたことも忘れられない想い出である。

水際まで下がっている後甲板に、捕鯨船が捕獲した鯨(鰯鯨・長須鯨・マッコウ鯨等々)を後甲板上にワイヤロープで引き揚げ、直ぐに解体する。解体作業をする人たちは薙刀のように大きな刀で、アッという間に一頭を処理するのをよく見とれていた。新聞紙を二つ折りしたくらいの細切りにされたものが次々と改造された荷物倉庫に投げ込まれ、塩漬けになる。「こうやって食べると美味しいですよ」と幹部に教えられたが、まことにおいしかった。乗組員達も食事に出された鯨肉を食べて「美味しい」の連呼だった。何となく敗戦で沈滞していたムードに活気が出てきてうれしかった。「食糧危機を救うのは我々だ!」というわけだった。

四斗樽に塩漬けしてあった一部をもらい、家の者に土産物だと渡したときはこの上ない喜びだった。週末には家族全員で近隣の農家に買い出しに行き、何となくみじめな思いをしていた者たちや、米が手に入り難く、芋類を主食みたいにしていた者たちも、鯨の食べ方を教えられ、七輪で焼いて食べてから「案外、美味しいわね」と言った具合。そのうちにご近所にも配って、みな久しぶりに鯨で満腹感を味わった。関西では結構、鯨肉が食されていたようだが、関東では鯨肉を口にする人は少なかったようだ。

その後の話では、渋谷に鯨肉専門店が大洋漁業㈱のお声がかりで開店し、当時、結構に ぎわっていたのを覚えている。

敗戦国日本の船舶が、しかも元日本海軍の一等輸送艦が、軍艦旗ならぬ日の丸の旗を掲

げて、小笠原諸島の母島近海を 60 日前後もウロチョロしていたことになる。復員業務以外 に近海のマッカーサー・ラインを越えて鯨を追いかけていたのだ。これが戦後の近海捕鯨 の始まりであった。

小笠原諸島に近寄るのを監視するため、当時の農林省からお役人が乗ってきていた。昼間は士官室でマージャンやコントラクト・ブリッジをやり、適当に時間潰しをしていた。 大洋漁業の捕鯨船基地母島が使えないので、1時間に2マイル以上も西へ流されながら、 夕刻には捕鯨作業を終えて母船に戻ってくるキャッチャーボートとの連絡には苦労した。 捕鯨船の活動場所を大洋漁業㈱の人から教えてもらいながら、いわゆる洋上漂流での近海 捕鯨母船作業だった。

日本が戦争に敗れた昭和20年は、有史以来の大凶作だった。夏の冷え、秋の風水害、加えて戦争中から田園荒廃が祟った。その年の米作は平年の3分の2に落ち込んでいた。一方、海外からは続々と日本人が送還されてきて人口が増える。食糧が少ないところへ人が増えるのだから、食糧危機が発生するのは至極当然のことだった。輸送艦19号だけでも、10回の航海で7000人を越える人々を海外から運んだのだから、食糧不足は目に見えていた。

# おわりに

海軍兵学校に入り、毎日毎日の訓練を経て戦争に突入しました。まだまだ未熟な一軍人にすぎませんでしたが、日本国の勝利を信じて我が身はどうなろうとも、御国のために身を粉にして戦うことにいささかも迷いはありませんでした。戦死した戦友に対して、たまたま生き残った我が身を振り返り、今でも涙することがあります。

今考えれば、勝ち目のない戦争であったことは否めないとも思いますが、歴史とはいつの世にも同じことの繰り返しで、その時点では上層部が懸命に考え抜いて実行したことで、負けた今になってとやかくいうよりも、その事実を今後に生かすべきだと思います。

最後に、知人・寶邊正久氏の短歌を掲載して往時を偲びたいと思います。

敵艦に にじり寄るべく 海底に 待ちにし勇士 偲ばむとすも

水道を くぐりて近く 敵艦に 魚雷発射せし 艇は何人(なにびと)

◆取材メモ 取材日:平成23年11月25日 大田区大森にて 取材参加者:尾崎英二(S31)、斉藤徳浩(S32)、志田憲一(S33)、 白石治比古(S41)

### 【先輩インタビュー】

# 嗚呼、誰か国を思わざる。

元警察庁長官

やま だ ひで お 山 田 英 雄 (S23・4 修)



城北会の会長もつとめられたこともある山田英雄氏は、長年警察一筋に奉職され、昭和60年には警察庁長官として頂点に立たれ、国民を護ってこられました。今回、お時間をいただいて現役時代のご活躍と、今日の日本の弱体化した政界、官界、法曹界の実態について具体的にご指摘いただき、さらには今後どうしたらいいのかのご示唆もいただきました。尾崎英二顧問(S31)の計らいで「パイラス」にてお話をうかがうことができました。現役を退いてなお、人一倍「国を憂うる気持ち」を強く持っておられます。——千葉城北会

# 1. 警察庁での 35 年間

# (1)四中、一高、東大、警察庁に入庁

私は東京出身、小学校は市ヶ谷で、中学に進むときに近くて授業料が安いところということで四中を受け、昭和19年に入学した。当時、学区制が変わるときだったが、そんなことは意識せず、ただ「近いところに行くものだ」と思っていた。

1年生最後の昭和20年3月10日の東京大空襲で校舎が焼けた。同じ年の5月25日の空襲では、こんどは自分の家が焼けた。同じ年に二度も空襲に見舞われた。

四中は「4修」(本来5年ある中学を成績優秀な者は4年で修了することができ、上級学校へ進むことができた)だったから、戦後の戸山高校の教室である厩舎が焼けたことは知らない。早生れで4修だから、同期の中で一番年が若かった。

我々の四中同期は、疎開した者、陸軍幼年学校に進んだ者などバラバラだった。新制度 になり高校2年で転入してきた生徒も多かったので同窓生でも知らない者がたくさんいた。

その後、旧制一高、東大法を経て、昭和 28 年 4 月警察庁に入庁した。そのときまだ 21 才だった。以後、昭和 63 年 1 月に辞職するまで 35 年間、一貫して警察の道を歩んできた。 最後に 2 年 5 カ月警察庁長官をつとめて退官するときはまだ 56 才だったが、後進に道を譲 るつもりで思い切って身を引いた。

#### 分かりにくい警察組織

警察の組織はなかなか分かりにくいので、先に少し説明をしておくと、まず「警察庁」があって、これが全国の警察組織の総元締めになっている。その上に警察の民主的管理と 政治的中立を保つために「国家公安委員会」(国務大臣の委員長と5人の委員)が内閣府の 外局としてある。

その「警察庁」の下が「各都道府県の警察本部」になる。ところが、東京都だけは特別で「警視庁」といっている。本来は東京都警察本部というべきところだが、昔からのいいならわしで「警視庁」といっている。警視総監というのは、県でいえば県警察本部長に相当する。

キャリア組は採用時、巡査、巡査長、巡査部長を飛び越えていきなり「警部補」になる。

### (2) 警察庁での経歴

私は21才で警察庁にキャリアとして入庁し、最初から警部補(巡査部長の上位)だった。 警察大学校の初任幹部科(6か月、全寮制)を経て、東京都の立川地区警察署に赴任した。そこでは外勤警察と刑事警察を体験した。なかでも刑事では被疑者の取調べ、調書の作成、聞き込みなど大いに勉強した。その後、警察庁の企画課に異動して、昭和29年の新警察法の制定作業に従事した。その後、25 才独身で和歌山県警の課長になった。本庁の課長になったのは39才、いわゆる「特急列車」だった。

自分の体験も含めて、つくづく思うのは「若いうちにリーダーのタマゴの経験をさせておかないといけない」ということだ。当時でも本庁の課長は、30 代ではなかなかなれなかった。40 才を過ぎれば体もきかなくなり、頭の働きも鈍くなるので颯爽とした仕事ができるわけがない。

今では本庁の課長は、40 代後半にならないとなれない。私は「30 代で課長にするくらいの人事を行っていかないとこの組織は活性化しない」と課長補佐の時代から言って廻っていた。組織に活力を漲らせるには、若い者を登用することだ。若くして登用されれば意欲も湧く、勉強もする。

#### 「日教組ゼネスト事件」

私が警察庁の警備課長だった頃に、左翼イデオロギーに基づくいろいろな反体制運動があった。警備局というところは、組織犯罪を検挙するところだ。1960年の「第一次安保条約改定反対闘争」前後から、左翼運動が澎湃として湧きあがってきた。「警職法改正反対(1958)」「安保条約改定反対(1960)」「日韓基本条約批准反対(1965)」など、反体制デモが激しくなってきた。

なかでも「日教組全国ストライキ事件(1974)」は私も取締りの当事者だったので、深く 印象に残っている。1974 年、当時の日教組・槇枝元文委員長が「国民春闘統一ストライキ」 へ日教組も参加することを表明した。当時から公務員法上、ストライキは禁止されており、 その「あおり罪」が「合憲か、違憲か」が政官界で論争になり、違憲説が強かった。当時、 最高裁のメンバーが入れ替わり、ようやく合憲判決が下され、日教組のストライキについ ても「あおり罪」で検挙できるようになった。

日教組はその合憲判決の直後に全国ストライキを実施した。私は「学童を放っておいての違法なストライキをしていいのか!」「これを検挙しなかったら大変なことになる!」と思ったので、捜査にのり出した。捜査の一環として末端の先生から「スト指示を受けたかどうか」「どのような形で指示を受けたか」を駐在の警察官に調べさせた。しかし駐在が行くと「洗濯デモ」といって、大勢集まってきて、駐在をモミクチャにして調書を取れないようにしてしまう。当時の総評は警察を敵視しており、国も警察も「弾圧機関」として精緻な法律論を展開し、「弾圧対策」を講じてきたから大変な闘いだった。また県警の本部長ですら、県教組の委員長を逮捕するなどとは夢にも思っていなかった。

そこで私は辛うじて 20 の県警をまとめてガサ入れするよう号令をかけた。その後の捜査で県教祖委員長まで捜査できたのは5つの県警にとどまった。更に県教組委員長を逮捕できたのは3つの県警のみだった。

しかし本命の槇枝委員長を捕えなければ全面解決にはならない。そこで私は都教組委員 長の逮捕で難航していた先輩の警視庁公安部長に「これができなければ警視庁の面目にか かわる」と強く迫った。すると公安部長は「証拠固めが難しい」という。私は「難しいも 何もない。とにかくやるのだ」といって動かした。これでやっと槇枝委員長を検挙するこ とができた。

最高検察庁もなかなか起訴しない。私は「これが起訴出来ないようだったら、今後、組織犯罪に対して公安捜査はできない」と年配の検事を激励して起訴させた。

結果は最高裁までいって、略式ではあったが罰金刑で有罪にすることができた。とにかく有罪判決まで持って行ったということで、所期の目的は果たせたと思っている。

このことでつくづく思うのは、頼りになるのは同じ釜の飯を食った仲間だということだ。 組織というものはいざという時になるとなかなか動かない。県の捜査で最後まで頑張って くれたのは、同じ釜の飯を食った仲間だけだった。

#### 「俺はスジ派だ」

この日教組槇枝委員長に対する捜査について、当時はあらゆる団体が抗議してきた。私はこういう性格だから、憲法論までやって追い返した。当時の新聞は「教育現場になぜ警察官のドロ靴が」などという書き方だった。評論家にも冷たい目で見られた。

私は「修身教育を復活させよ」と言うものだから、警察内部でも「タカ派」だと言われてきた。新聞記者からも「タカ派」だと言われた。私は「警察に"タカ派"も"ハト派"

もない。"俺はスジ派"だ」と言って突っぱねてきた。「タカ派」というのは「戦前追想派」で軍国主義にノスタルジーを感じている連中だ。「ハト派」は、「中国礼賛」などの左翼イデオロギーの人たちで、一流の文化人といわれる人でも総合雑誌で一時期「中国の青年達の目は澄み切っている」だとか、「中国にはハエがいない。ゴミーつ落ちていない」などと平気で書いていたものだ。日本は長い間そういう左翼思想に毒されてきた。私はそのどちらでもない。筋を通す「スジ派」だ。

### (3) さまざまなテロ事件

#### 「成田空港建設反対闘争」1963 年頃から激化

成田空港は1962年に建設案がまとまり、1963年あたりから左翼活動家と地元の農民が一体になって、激しい建設反対運動が沸き起こった。極左の「革マル派」や「中核派」などが加わり、火炎ビンの投擲で警察官3人が殉職、極左の内ゲバなどさまざまなことがあり、1978年7月の開港までの15年以上にわたる大混乱が起きた。なかでも開港予定日の直前に管制塔破壊事件があり、開港を一時延期せざるを得なかった。

なぜこのように、長期にわたって収拾のつかない状態が続いたのか。私は当時の空港設置場所の選定の誤りと農民への根回し不足などの、いわゆる「ボタンのかけ違い」が最大の問題だったと思っている。もともと「空港警備というものは国境警備と同じで、国が責任をもってやるべきだ」という意識が国に欠けていた。反対闘争の警備においても、本来、国が「国境警備隊」のような特別な組織を作るべきだった。千葉県警の職員の費用を国が持って、国の責任で警備隊をつくるべきだった。

私は当時警察庁の官房長であったが、自民党の幹部に対して、いつまでも警備のミスを 追求してばかりいるのではなく、予備費を投入して、防護柵を強化し、国費をもって専門 の空港警備隊を編成して、国の責任で空港警備を実施するよう主張した。自民党は「何人 必要か?」というから、「仮に 500 人を 1 チームとして、三交代だから 1500 人」と答える と、1500 人分の予算がついた。

もう一つ問題があった。大蔵省がぐずぐず反対しているという。私は主計官のところに行って「どうしたのだ」と責めると、「警察は都道府県警察だから人件費については"一部補助する"と法律に書いてある。全額補助はできない」と言う。これに対しては、こちらも官僚的悪知恵で、「空港警備隊の人件費は、県警の人件費の全体から見れば一部にすぎない」という理屈で押し切って、結局、前例のない警察官の人件費についての全額国庫補助を達成した。

幸いなことに、その主計官は私より年次が下だった。そこで「君は警察費用の負担のことで、警察施行令の解釈でなんだかんだと言っているようだけど、警察関係の法令の解釈は警察庁官房長の私がやることだ。一主計官ごとき者がやることではない」と一喝した。 頭のいい者に限ってこういうことには弱い。ポカンとして「ああそうですか。結構です」という。そこでもう一発「結構なら結構で、最初からやれ!」と駄目押しをした。役人の 世界では「1年違えば虫けら同然」といわれるように年次の差が大きい。大蔵官僚はいつも 一段上にいるつもりでいるから、それが気に入らなかったこともあった。

### 「土田邸爆破事件」1971年12月8日

警視庁警務部長・土田國保(49)の豊島区雑司ヶ谷にある自宅に送られた郵便小包が爆発して、民子夫人(47)が死亡した。

#### 「クリスマスツリー爆弾事件」1971年 12月 24日

警視庁の追分派出所が新宿3丁目にあった。ここに買物袋に入れられた高さ50センチほどのクリスマスツリーに偽装された時限爆弾が爆発し、警察官2人、通行人7人が重軽傷を負った。

6日前に「ピース缶爆弾事件」があり、その直後だったので、極左のテロが公衆に対する無差別殺人に広がった初めての事件として注目された。

その後、目撃証言から逮捕された少年の自供と家宅捜索により、黒ヘルグループのリーダー鎌田俊彦を中心とするグループの犯行と判明した。裁判では鎌田の無期懲役、共犯者に 10~20 年の懲役判決が言い渡された。

この頃は「中核派」や「革マル派」など極左暴力集団のテロゲリラ活動が盛んで、私も身の危険を感じていたが「紺屋の白袴」で、人を守ることは仕事だが、自分を守ることは"タブー"のような気持ちでいた。助手席の秘書に「いま襲われたらどうする?」「木刀くらい置いておこうか」と言ったことがある。

#### 「警察庁長官狙撃事件」1995年3月(未解決)

これは私の退官後の話になるが、オウム真理教の捜査中に当時の警察庁長官の國松孝次 君が狙撃された。犯人はオウム真理教の信者かといわれたが、いまだに解決していない。

國松君は昭和36年の採用、私は昭和28年の採用だから、彼は私の8年後輩になる。

私が長官の頃には市ヶ谷砂土原町の合同宿舎に住んでいたが、彼の時代にも長官公邸はなかったので、マンションに住んでいた。

國松君も自分のことを護るとか、護ってもらうという意識はあまりなかったのではないか。私もよほど切迫した状況でもない限り護衛を頼むようなことは考えなかった。むしろ、私の場合は官舎だったので、他の役人も住んでいるので、自分が護られているところを見られてはまずいと思って、所轄署の警察官には「すぐそばに立つな」と言ったこともある。もちろん、こっちは警察官だから、やられた時は戦う覚悟はあった。

國松君のときには「なぜ護らなかったのか」という議論もあったが、彼には同じような 意識があったと思う。

國松君は奇跡的に生還したからよかった。あのときの医療の能力は相当に高かったようだ。腰に3発被弾していたので、医学的には集中治療室で何度か死んだらしい。そこを切

り抜けて生還したのだからすごいことだ。

### (4)「警備は準備 99%」

私は警備局に長いこといた経験から「警備は準備 99%」だと思っている。例えば警備の前には「戦術会議」というものがある。幹部を呼んでさまざまな資料を渡して情報交換をする。これが国会のようにパターン化してはいけないと思うから、「君のところはどうか?」「こういうところに注意しなければならない」などと改めて確認することを私はやった。そして実のある会議にした。これも一つの準備だ。

「安保闘争(1960)」が終わって少し世の中が落ち着いてきたときに「日韓基本条約批准 反対闘争(1965)」があった。そのときに民社党は"条件つき賛成"を表明した。その条件 とは「院内外で不測の事態を引き起こさないこと」だという。例えば「安保」のときの樺美智子さんのような死者を出さないことだという。そこで私も戦術を研究して、さらに後 方支援に力をいれた。例えば「キッチンカー」を整備してうどんやパン、菓子類なども用意した。この警備はうまくいった。しかしうまくいった時の警備は新聞・テレビで報道されない。逆に「浅間山荘事件(1972)」のように殉職者を二人も出した事件が大きく取り上げられる。私はあの事件は警備面から見たら大失敗だったと思っている。

平成になってから、左翼運動も下火になっているが、まだ「中核」や「革マル」などのセクトは生きているので油断はならない。だから「準備 99%」は今こそ大事だと思う。昨年(2011)の福島原発事故のように「想定外」などと言っていてはいけない。常に最悪の事態を予想して、徹底して 99%の準備をすることだ。残りの1%は何かというと、現場の警察官の活躍だ。その1%も失敗したら幹部の責任だ。

私は警備課長の時代に、幹部と「警備員心得五則」というものをつくった。

#### 「警備員心得五則」

第一、自信をもって警備にあたる

第二、心にいつもゆとりを

第三、隊列を離れるな

第四、世論の支持を

第五、けが人を出さないように

これは、いまでも警視庁の「警務要鑑」に載っている。警察官必携になっている。

#### 警察は「暴力装置」か

私が警備局にいたころの警察に対する世論はひどかった。何をやっても極悪非道の存在 だった。まさに仙石さんの言うように「暴力装置」扱いだった。

しかし日本の警察の権限は極めて狭い。戦後、占領下でできた「警職法 (警察官職務執 行法)」があって、権限は極端に圧縮されている。だから現場は気の毒だった。 例えば、容疑者が逮捕に抵抗したために警察官が拳銃を使用して、結果的に危害が生ずるようなときには、その対象となる被疑者の犯罪は「懲役3年以上の凶悪な犯罪」に限定されると書いてある。拳銃を発射するかどうかというときに六法全書を繰っている暇はない。仮に警官が拳銃を発射して、相手を死亡させるような事件が起きたら大騒ぎになる。第三者の公正な判断を待つというので検察庁へ送ることになる。そこで驚くべきことに、当該の警察官は「殺人犯」として調書を取られている。そんなことをしたら、警察官は二度と撃ちたくないと思うようになる。私は「そんな扱いはやめろ」と言った。上司の報告書と、本人の上申書で十分だ。警察官の拳銃使用については今では世間もあまり問題にすることがなくなっており、良い傾向になってきたと思っている。

### 警察庁長官は2年で退官

私が退官したのは昭和 63 年 (1988) だから、もうかれこれ四半世紀になる。戦後の長官と しては第 12 代だった。

私は定年まで勤めずに、後輩に道を譲るために 56 才で辞めた。私は早生れで 4 修だったから、同期でも一番若かった。私のときに「長官、総監は 2 年以上やらない」という不文律をつくった。それまでは 4 年もやる人がいたが、そうすると後がつかえて雰囲気としては芳しくない。私の経験では、50 才を越えると人間だんだん体がおっくうになってくる。頭がぼやっとしてくる。60 才を越えて統括的な仕事をするのは無理だ。以後、 2 年交代は守られているようだから、いいことだと思っている。

### キャリアシステムの危機

いま次官は63才までとなっているが、これは間違いだと私は思っている。最近の傾向では、平成11~13年に警察の不祥事が続いたので、刷新会議で「若いうちに県の警務課長などをやらせるのはよくない」、少し甲羅を経てからということになった。私は25才で県警の課長、39才で警察庁の課長になった。いまは「そんな若造に課長をやらせることはよくない」というのが常識になっている。だから、私どものときには見習い期間(本庁での下働き)が3年だったのが、いまは7~8年になっている。30才を過ぎないと課長になれない。

脳科学的にいっても、25 才を過ぎると脳細胞が飛躍的に破壊されていく。だから発明などは 25 才までにしなければならない。仕事だって同じだ。若いうちに多くのことを経験しておかなければならない。

今はキャリアシステム自体が否定されている。人間、プライドをもって仕事をしなくて どうするのだ。プライドがなければやる気が起きない。やる気が起きなければリーダーに はなれない。自分自身の体験を顧みてもそう思う。今は「同期の後任になる」とか、「逆転 人事」が当たり前になっているが、「後輩の後に行ったら悔しくないのか」と聞いてみるが、 どうもそういうことは気にしないらしい。こんなことでプライドなどもてるわけがない。 私が言いたいのは「若さ」がいかに大切かということだ。組織に活力を漲らせるために、若い人をどんどん登用していかなければならないと思っている。キャリアシステムを大事にして、若いうちからリーダーを経験させ、プライドをもたせることだ。

現状は、再就職のあっせんが禁止されていて、誰もが定年の 60 才まで勤務できるようになったから、あまり早く昇進させるとまずいというので「マゴマゴ人事」をやっている。

# 2. 嘆かわしい日本の現実

## (1)教育の崩壊

### 悪平等が世の中を覆っている

戦後、日本は占領政策によってエリート教育が否定された。その結果、いまでは悪平等が澎湃として世間を覆っている。

驚くべきは幼稚園の運動会だ。ゴールのところに保母さんが飛んで行く。「ゴールインは みんな仲良く」だ。順位付けをしない。

小学校・中学校の義務教育がいま崩壊している。加えて、大学も全入の時代だから誰で も入れる。だから全体のレベルが落ちてしまった。小学校レベルの算数ができない大学生 もいる。

私が驚いたのは、私が理事長をしている「JPファミリー生きがい振興財団」のビデオコンクールで入選した大学4年生に「君の志は何かね」と聞いたら、言下に「就職です」という。いくら就職難の時代だからといっても、それはないだろう。「ビデオの才能を生かしてディレクターになりたい」とか、そんな答えが返ってくるかと思ったら大外れだった。

イデオロギー的に言うと、いまだに日教組など左翼的傾向が強いから、教育の中で突出したエリートをつくりたがらない。それが風潮としてだけでなく、教育システムの中でエリート教育というものが排除されてしまった。

ひとつには少子化で、大学に行こうと思えば誰でも行ける「全入時代」になったことがある。今、18 才人口は約 100 万人。そのうち大学志望者は約 6 割で 60 万人。一方、大学数はどんどん増えて、いま全国で 780 ある。その定員が合計で 60 万人だから、志望者数と大学の定員がちょうどフィットしている。その上、大学生の4割が推薦入学とOA入試で入ってきているから、ほとんど能力の検定が行われていない。従って、大学生の品質は著しく低下しており、大学はいまや高等教育を担うことはなく、単に定職につけるための教育機関に堕している。

### 「ゆとり教育」がもたらしたもの

日本では子供に自主性を持たせるために授業時間を減らして、「ゆとり教育」とか「体罰禁止」を行った。お陰で今の日本人には自分で体を鍛えるとか、人生設計をしてその目標

のために努力していくという気概がなくなってしまった。

韓国などでは徴兵制があって、大学生であろうと、芸能人であろうと、20 才になれば2年間の兵役義務を果たさなければならない。その兵役の内容は相当に厳しいらしい。例えばカリキュラムが始まった途端に10分間で食事をしろという。キムチのサンドウィッチを頬張って、また元の持場へ戻る。それから延々と厳しい訓練が続く。以前には、いつ弾が飛んでくるかわからない北緯38度線に、真夜中に配置してパトロールさせるということも行われていたという。

フランスやドイツでは志願兵制になったが、そのかわり、志願しない者は「社会的役務」 として養老院で介護するとか、交通整理をするとかをしなければならない。

このように各国では「ムリ偏にゲンコツ」のようなことをやっている。この経験をすると、すぐに目つきが変わってくる。根性が入るのだ。

### 外国に立ち遅れた高等教育

フランスでは「エナ (ENA)」と呼ばれている国立行政学院(Ecole nationale d'administration)がある。大学院レベルで、徹底的に「教養教育」を行なって、大局観のある人材を育成して、政界・官界に超エリートを送り込むことを目的としている。

中国には胡錦涛主席が卒業した「精華大学」がある。国立の理工系大学で、中国 13 億人の民から選ばれた超エリートを育てている。

これに比べて我が日本国は、エリートを育てるようなことは何もしていない。大学生まで何の苦もなく進学してくるから、鍛えられていない。多くの青少年がエリート意識もなければ、プライドもない。

## (2) 三権が崩壊

日本の三権、すなわち「立法」「司法」「行政」が崩壊しつつある。原因は人材劣化だ。 立法=政治の崩壊

これは説明を要しない。愚昧な政治家の続出によってすでに崩壊している。自民党時代にも大臣が顔に"バンソウコウを貼って辞めた"とか"高価な水をのんで辞めた"といった例があったが、まだ辞めたからましだ。

民主党に至っては、どんな失言をしようと庇ってもらって、温存されて、そのうち世間 も忘れてしまう。

国会議員を選ぶ国民の方にも問題がある。"衝動的な投票行動"で小泉政権が誕生したり、 実現できないマニフェストにつられて民主党政権が誕生したりしている。

私が見るに「政治家の養成が"ファッション化"している」ように思う。大阪の橋下市長が「大阪維新の会」の政治塾をつくって、政治家を育てるという。3000人の応募があってそれを2000人に絞って、有識者の話を聞かせて刺激を与えるという。そんな程度で政治家が育つのであろうか。

「松下政経塾」にしても、どういう教育・訓練をしているか中身はよくわからない。これこそ公開すべきではないか。

産経新聞も「産経志塾」をやっているが、中身は桜井よし子氏の話を聞かせて感想文を 書かせて、それを新聞に掲載している。こんなことで人が育つのであろうか。

いずれにしろ、数か月程度の教育で政治家を目指すような人間が育成できるのであろうか。私は、これは一種の"ファッション化"だと見ている。カッコよく、ファッションとしてやってみて人間形成ができるわけがない。

### 行政も瓦礫累々

我々の後輩を見ても、役人の質の低下は明らかだ。瓦礫累々だ。

なぜそんなことになったかというと「官僚の人気」がなくなってしまったからだ。

東大法学部の教授に聞いた話だが、出来のいい学生に「いま、日本国は大変だ。天下国家のために、国家公務員の上級職へ行って頑張りなさい」と教授が言うと、その学生は「先生、そんなとんでもないことを言われても困ります。あんなにバッシングされているところには行けません」と言ったという。要するに、官僚になることは人生設計上、有利ではないと見ているようだ。

いま国民も"役人バッシング"で、公務員の給料は中小企業と比べて高いと言っている。 退職金も下げろと言っている。

「公務員倫理法」ができてから7~8年経っているが、優秀な大学生は来なくなった。 農林水産省などはここ数年、東大卒はゼロになっている。

### 防衛省次官の収賄事件

2007年11月に、防衛省の守屋武昌事務次官が夫婦そろって収賄容疑で逮捕された。軍需専門商社「山田洋行」の専務宮崎元伸に、自衛隊で使用する装備品納入の便宜供与をした見返りに、389万円相当の接待を受けたとして東京地検特捜部に逮捕された。

大体、こんなことが起きること自体、官僚に「天下国家」という意識がなくなった証拠 だ。

### 司法界も崩壊状態

一時期、弁護士が足りないというので、法科大学院を急増させた。70 以上もつくった。 司法試験の合格者数が700人くらいだったのを一挙に3倍にした。

粗製乱造された法科大学院の卒業生は、レベルが低いので司法試験に受からない。受かったとしても、就職口がない。弁護士になるには、どこか弁護士事務所に登録しないと開業できないが、最近は弁護士事務所も新たに弁護士を雇うゆとりがない。「いそ弁」といって、雇ってはいないが居候していることにして登録だけする。これならまだいい方で、軒先だけ貸して名刺だけつくる「のき弁」になり、今ではそれもできない。名刺も刷らせない。

司法試験合格者の質が悪いから、司法研修所を卒業したうち 2000 人の 4 割は就職できない。弁護士会に所属すると月 3 万円ほどの会費がかかるが、それも払えないありさまだ。

今では多くの法科大学院が定員割れで、優秀な者が受験しないので法曹界の人材劣化は長く続くことだろう。

また、最近は役人が書く法律も出来が悪い。私も内閣法制局という堅苦しいところにいたことがあるが、その私が読んでもわけのわからない法律が多い。

アメリカは議員立法が多いので、狭い分野についての法律が多い。最近は日本もその単行法主義にならって「ドメスティックバイオレンス法」や「ストーカー法」をつくっているが、よく読んでみるとおかしなことが規定されている。例えば「ストーカー法」では、「恋愛感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的でつきまとう」ことがストーカー行為であると規定されており、恋愛感情のもつれからではないストーカーは、軽犯罪法には抵触するかもしれないが、「ストーカー法でいうストーカーではない」ということになる。このような法律が安易につくられている状況は嘆かわしい。

## (3)心の羅針盤を失った日本

### 原因は占領政策による修身・地理・歴史教育の停止

チェコ生れのフランスの作家ミラン・クンデラという人がいる。この人が言うには「ある民族を滅ぼすのはたやすい。その民族の歴史を否定して、新しい歴史を押しつければいい」と言う。日本は昭和20年8月15日の敗戦でそのとおりになった。

日本人の性格改造をするために、占領軍によって昭和 20 年 12 月 31 日に、歴史、修身の教育が禁止された。教育勅語も廃止された。従って、戦後の我が日本では心の羅針盤となる倫理教育がなくなってしまった。

また、歴史教育が廃止された戦後の歴史教育は、「東京裁判史観」に基づいている。「あの侵略戦争は悪かった」「戦前の日本は悪かった」という自虐史観がそれ以来ずっと続いている。まさに日本人は歴史を奪われてしまった。

だから、私は倫理教育も真の歴史教育も何も受けていない昭和 20 年以降に小学校に入学 した現在 73 才以下の人たちを信用しない。心の羅針盤を失い、民族の誇りを失った世代だ。

昭和33年には文部省も何とかしようと「小中学校では週に1時間、道徳を教えなさい」 との学習指導要領を示して道徳教育講習も行った。しかし日教組がこれをデモで粉砕して しまった。

### 天野貞祐の「国民実践要領」

教育勅語に代わる徳目を教えるために、元京都大学名誉教授・第3次吉田内閣文部大臣の天野貞祐氏が昭和28(1953)年3月「国民実践要領」を起案した。1951年の対日講和条約(サンフランシスコ講和条約)締結によって日本が再び独立国となったのを期に、国民のよって立つべき道義の確立を目指したものだった。ところが、この時も言論界・教育界をあげて猛烈な左翼イデオロギー運動によって粉砕されてしまった。

### 荒木文相の「期待される人間像」

昭和 41(1966)年、荒木万寿夫文部大臣は中教審の答申に基づいて「期待される人間像」を発表した。そこには「愛国心」などが明記されていたが、これも左翼運動によって葬り去られてしまった。

このように、これまで何とかして道徳教育を復活させようとする試みは、ことごとく日 教組など左翼運動によってつぶされてきたのである。

## 3. これからの日本をどうする?

それでは、これからの日本はどうしたらいいのか。

私は日本のやるべきことが4つあると思っている。一つ目は「修身教育の復活」、二つ目は「鍛錬の場つくる」、三つ目は「エリート教育の再開」、四つ目は「師範学校の再開」だ。 これらを復活させて、日本を立て直さなければならないと思っている。

## |1| 「修身教育」の再開

### アメリカとイギリスに見習え

アメリカもイギリスも、一時期、ヒッピーだの、フリーセックスだの、麻薬だのと若者たちのモラルが乱れた時代があった。これに敢然と立ち向かったのは、当時のアメリカの大統領レーガンと、当時のイギリスの首相サッチャーだった。

レーガンは「危機に立つ国家」という認識で、若者のモラル回復に取り組んだ。サッチャーは「教育の再生なくして国の再生なし」といって、教育の建て直しを図った。

アメリカでは一時期「自己決定手法」が流行って、「子供に価値観を押し付けてはいけない」という考えが広まった。しかし途中で気がついて「古きよき時代」へとカムバックした。

日本はどうか。アメリカが遥か昔に撤回した「自己決定手法」をいまだにやっている。幼稚園の「教育指導要領」を読んで驚いたのは、「園児の自主性を尊重する」と書いてある。

「砂場で遊んでいても自主性尊重」「石を投げ合っている子供も自主性尊重」というのだ。 そんな子供が小学校に入ってくるから、学級崩壊が起きる。ベルが鳴っても教室に入ら ない。授業が始まっても、席に座らない。だから「複数担任制」を取って先生が右往左往 して整理しなければならない。

また、「体罰禁止」というのが一番よくない。「いけない」と口では言っても、お尻は叩かない。

私は若い母親に話をするときには「やはり、母親がきちんと子供を育てなければいけない。頭を殴ってはいけないというのであれば、お尻くらいはペンペンしなさい」と言っている。言うことを聞かないようであれば「ご飯をあげない、家に入れない」くらいのこと

はしてもいいと私が言うと、母親は、賛成はするが「それをやると隣から児童虐待で訴えられるから出来ない」という。

### 修身教育を教科に

「修身教育禁止」の状態が今でも続いている。私はいま「修身教育を教科にすべし」と 主張している。これに対して文科省は「倫理など数量的に評価できないものは教科にでき ない」と言っている。そんなバカな話があるか。

我々が小学校・中学校の時は、通信簿の一番上に「修身」という科目があった。当時の 先生がたは「秀」「優」「良」「可」と成績をつけていた。確かに「秀」の生徒は友だち同士 の中でもまことに立派だった。悪ガキは「可」ばかりだった。

中央教育審議会(中教審)の会長だった山崎正和氏(京大卒、元関西大学教授、元大阪大学教授)は「倫理というものは学校で教えられるものではない。学校で教えられるのは、せいぜい遵法精神までだ」と言っていた。これを聞いて「あっ、この人は駄目だ。法と道徳の関係もわかっていない」と思った。こういう人は"似非(エセ)文化人"だと私は思っている。

平成20年、渡部昇一らの呼びかけによって「道徳教育をすすめる有識者の会」が設立された。平成24年2月には「教科書改善の会」が「13才からの道徳教科書」を扶桑社から発刊した。このような動きもある。

いま政府は「福島の再生なくして日本の再生なし」といっているが、それとこれとは別問題だ。確かに福島も大事だが、国家としてやるべきことは、国民の「心の再生」、なかんずく青少年に心の羅針盤を示すことだ。日本はまだそれをやっていない。

# 2 「鍛錬の場」をつくる

日本には古くからしっかりした教えがある

歴史を振り返れば、日本には躾について古くからしっかりした教えがいくつもある。これらを見直すだけでも、現在に生かせることが相当にある。

# 会津藩「什の掟」

- 一、年長者の言うことに背いてはなりませぬ
- 二、年長者には御辞儀(おじぎ)をしなければなりませぬ
- 三、虚言(うそ)をいふ事はなりませぬ
- 四、卑怯(ひきょう)な振舞をしてはなりませぬ
- 五、弱者をいぢめてはなりませぬ
- 六、戸外で物を食べてはなりませぬ
- 七、戸外で婦人と言葉を交えてはなりませぬ ならぬことはならぬものです

「什」とは町内の子弟をグループ分けしたときの最小単位である。これは会津藩が武士の 子弟への心構えとして教えたものだ。

くまざわばんざん

## 陽明学者・熊沢蕃山の教え

熊沢蕃山(1619~1691)は江戸時代初期の陽明学者で、岡山藩の池田光正に仕えた人。

## 「憂きことのなおこの上につもれかし、限りある身のちからためさん」

(憂きことよ、なおこの上、つもれ、つもれ、俺は決して負けないぞ)

熊沢蕃山は、岡山藩で庶民教育の場となる「花園会」の会約を起草し、これが後の日本初の庶民学校として開かれた「閑谷学校(しずだにがっこう)」の前身となった。

うえすぎようざん

### 米沢藩主・上杉鷹山の教え

上杉鷹山(1751~1822)は、米沢藩の9代藩主。大倹約令を実行して、米沢藩の財政を立て直した。

「なせば為る、成さねば為らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」

上杉鷹山については、アメリカの元大統領 J. F. ケネディも、ビル・クリントンも「最も尊敬すべき日本の政治家」と評している。外国の大統領が気づいていて、日本の政治家が気づかないのはどうしたことか。

## 台湾の元総統・李登輝の"日本人に望むこと"

李登輝(1996~2000 総統)は、京大出で戦争中は砲兵として千葉習志野に駐屯していた。 彼が平成 11 年に出版した「台湾の主張」という本の中で"日本人に望むこと"として、 次のようなことを言っている。

「近頃の日本人には、今まで言われてきたような精神的鍛錬がない」「だから座禅を組むとか、人の嫌がる掃除をするとか、大事なことは行動してみることだ」と言っている。

### <提案>高卒前後の3か月間に「鍛錬の場」を

私が考えているのは、高校卒業前後に、3か月間の「鍛錬の場」を経験させることである。

まず、高校卒業生をすべて収容できるような施設を全国につくる。これは「災害時の緊急避難場所」や、「備蓄倉庫」も兼ねるなど、多目的に活用する。

そこで森林に入って枝下ろしなど労役にも服させる。ボランティア活動もする。キャンプファイヤーも焚く。全寮制の集団生活の場で、切磋琢磨の生活を送らせる。

いま、18 才人口は約 100 万人だから、都道府県で割ると平均 2 万人だ。これを 2 部制に

すれば 1 万人。例えば県ごとに 1000 人収容できる施設を 10 か所つくる。これですべて収容することができる。

指導者は多くの人生経験と教養を積んだ人を、さらには警察のOB、自衛隊のOB、教師のOBなどを充てる。

そうすると、全国で50万人の若い労働力が常にあることになる。何か災害のような非常 事態が起きたときに、即出動させる。ただし、自衛隊のように給料は払わない。

こういう多目的な「鍛錬の場」をつくってはどうか。

# 3 エリート教育の再開

私は旧制高校の最後で1年間(S23~S24)全寮生活を送った。ところが学制が変わって進級出来ない。「2年に行けない者はどうするのですか」と聞いてみたら、「新制大学をつくるからそこへ行け」という。ところが、4月、5月、6月と、待てど暮らせど新制大学ができない。いま、外国の9月入学との時間差があって「ギャップイヤー」といっているが、我々もまさに「ギャップイヤー」を経験した。試験を受けたのが6月末で、すぐ夏休みだ。我々初代の教養学部生は、半年間を棒に振った。

本郷に行って、いざ授業が始まると、憲法学者の宮沢俊義教授(四中 T 6 卒)は「新制大学の君たちは憲法を2年でやる? 私は3年かけて教えてきた。2年でどこまでいくかわからないけど、まあ、やってみるか」という調子だった。要するに "エリート教育"というものがなくなってしまった。その後、東大以外では教養学部というものを全部廃止してしまったから、リベラルアーツという本来の「教養」というものがなくなってしまった。多感な青年時代を、優秀な者を集めて切磋琢磨するという、そういう場がなくなってしまった。

## 中高一貫・全寮制の「海陽学園」

今ようやく「これではいけない」と、立ち上がった人たちがいる。愛知県蒲郡市の「海陽学園」だ。中学・高校一貫性の6年間を全寮制で教育する。男子のみで1学年120人。校長は元東大名誉教授・中島尚正。トヨタ自動車、JR東海、中部電力が賛同して「次代のリーダーを目指して、自由と規律を重んじるハウス(寮)での生活」を今から6年前にスタートさせた。「将来の日本を牽引する、明るく希望に満ちた人材を教育する」という。

今年初めて卒業生を送り出すというので興味をもって見ていたが、その後の調べで実績がわかった。第1期101名の進学状況(2012.3.31現在)は、東大13名、北大4名、一橋3名、東京工大2名、国公大合計44名(うち医・歯学部11名)という実績をあげている。

# 4 師範学校の再開

### 「聖職」である先生をつくる

旧制大学と新制大学の卒業生がダブルで社会に出た昭和28年の頃は大変な就職難で、「教職単位でもとっておくか」「先生ぐらいしかない」という"でもしか先生"がたくさんできた。教職というのはこんな程度では駄目で、「聖職」という精神から叩き込まなければならない。

昔の師範学校は授業料免除だったので、貧しい家庭の子弟でも、根性さえあれば行くことができた。四中にもそういう師範出の教師がいたから、我々も厳しくしつけられた。

外国ではそういう教師養成が徹底している。

やっていないのは日本だけだ。今頃になって文科省は教師専門の大学院をつくるという。 これには私は反対だ。年取ってからでは遅い。理屈っぽい教師ばかりできてしまう。

大局観があって、多くの徳目(忠、孝、仁、義など)を身につけた情熱に燃えた人が教師になることが一番よいことだ。こういう素養は生まれながらにして備わっているものではない。やはり、若い時から努力して、何年もかけて身につくものだ。

対策として 1~4 まで述べたが、こういうことをやれば日本もまだ見込みがあると思う。今それをやろうと思うと壁が厚くて至難の業だ。しかしそれをやらずに日本の再生はありえない。海陽学園のように実績を出し始めているところもあるので、希望を捨ててはならないと思っている。

## 4. 「国家観念」の欠如

最近「国家」というような目に見えないものに対する認識が弱まっていることが一番心配だ。

### 国の保護を実感できるパスポート

国家観念の欠如している人たちに国家がいかに大事であるかを説明する例として、私は パスポートの例をよく挙げる。左翼思想の強い人にもこの話をすると納得する。

パスポートの表紙を一枚めくれば、日本国外務大臣の印章と「本旅券所持者に通行の安全と保護を要請する」と書いてある。国が個人を保障するから安心して旅行ができる。

### 尖閣列島での小競り合い

一昨年、日本の領海内の尖閣列島で操業していた中国漁船に日本の海上保安庁の巡視船が警告をしたところ、その漁船は明らかに悪意をもって衝突してきた。これに対して、日本政府は公務執行妨害で検挙したものの、拘留中の処分保留のまま中国に送り返してしまった。国家主権の立場から見れば、とんでもない弱腰であって、取り返しのつかないことを日本政府はやってしまった。

また、このような領海領空侵犯のケースでは、日本の法律の運用では、"撃たれたら撃ち返してもいい"という「正当防衛」しか認めていない。海上保安庁の巡視艇も、航空自衛隊の戦闘機もそうだ。しかし空中戦では先に撃たれたらそれで終わりだ。それを正当防衛しか認めないというのでは、現場は気の毒だ。海上保安庁では出動の指示を出しても、領海侵犯が30分~1時間続いても「出て行け」と国際信号を送るだけだ。それだけ時間があれば、中国や台湾の漁船はたっぷり魚を捕って、所期の目的を達成して悠々と引き揚げて行く。

これからの中国の出方は本当に危険だと私は思っている。漁船のうちはいい。次には漁業監視船が来る、そして最後には軍艦が来る。尖閣列島はいま第2段階に入っている。いずれは兵隊が上陸し占拠する時が来る。それまで紙一重の状態だ。中国の軍艦が来て上陸したら、自衛隊が攻撃できるのか。米軍は応援に来てくれるのか。今から訓練を重ね、連携に努めておかなければならない。

先日、田中防衛大臣が、南西諸島に警備の重点を置くというように防衛方針が変わったと言ったが、先程の訓練では北海道にいる自衛隊の戦車などの「転進手段」は、民間のフェリーや車両を使う有様であった。

大震災のときに自衛隊が 10 万人を東北 3 県への救助に動員したが、その輸送手段は民間のフェリーや船を調達して行った。自前ではできないのだ。

自衛隊の装備は毎年の防衛予算のカットでどんどん弱くなっている。「専守防衛」だから 戦闘機も長距離飛ぶ必要がないので、装備されていた給油タンクをわざわざ外している。 ここまでくるとあきれてものが言えない。ましてや未だに西南諸島を防衛するための自衛 隊員の駐屯も行なわれていない。

中国がその「核心的利益」として実効支配を企てている尖閣諸島を守るための軍事的対策が講じられていない現状には、為政者の領土意識と国家観の欠如が如実にあらわれている。

### 原因は「国家観念の欠如と無責任、忘却癖」

こんなことになってしまった原因としては「国防意識の欠如」と、「無責任体質」、それに「忘却癖」の三つを挙げることができる。

国防の要の国防大臣が、国会答弁で「PAC3」を「P3C」と間違えるような田中直 紀大臣だ。それでも与党民主党が辞めさせないように皆でカバーしてしまう。

新聞、テレビ、週刊誌にしても、いろいろなネタをさがして書き立てるが、1週間もすればけろりと忘れて、次の面白そうな話題を追っていく。すべてが無責任で、すべてが忘却の彼方に消えて行く。

平成 15 年に「武力攻撃事態対処法」という法律ができた。戦争などの緊急事態の際には 公共機関が協力するなど、国民の総力をあげて協力するという法律だが、驚くべきことに、 この法律には「基本的人権は最大限尊重しなければならない」と書いてある。その結果「国民は協力するようつとめるものとする」とあるのみで、「国民の協力義務はない」ということになっている。そもそも国家の緊急事態の際には、憲法を停止して、基本的人権を制限する緊急権を定めて事態の収拾を図ることが、どこの国でも要請されるのである。

ところが、戦争においても人権を尊重して平時の権限で事態を収拾するというのが、日本の「平和ボケ」である。

また、平成 16 年には「国民保護法」(正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」)が成立した。これは国が武力攻撃を受けたような有事の際の「個別法」の一つだが、この法律では「国民保護計画」を都道府県や市町村がつくることになっている。しかし誰もそんなものを読んだことがない。なぜなら、所轄官庁は消防だからだ。武力攻撃に対して国民の保護に対処するのは消防だというのだ。なぜ警察ではないのか。警察庁は「緊急事態布告制度」も持っているのだから、まさに武力攻撃に対処する格好の役所だ。それが法案審議のときにまごまごしていて手を挙げなかった。そのうちに消防が手を挙げた。私が山口県の警察本部長の時に韓国からの集団密航があって、その時に山狩りに多数動員して活躍したのは消防団だった。しかしその消防団も最近ではなり手がなく、人数もかつての半分に落ちている。特に若い世代が足りないために、女子を採用しようかということになっている。また、消防は占領政策で市町村消防となっており、都道府県に組織がないから極めて弱体である。その消防に国民保護計画の作成を委ねているから、実効性が挙がる訳がない。

また、「災害救助法」ですら、居合わせた人の協力義務とか、物資の徴発とかを定めている。それなのに、攻撃を受けて戦争状態なのに、国民の"協力義務"はないという。そう書かないと法律が通らないのが現状だ。いまはその程度の「国家観」だ。こんなことで本当にいいのだろうかと、私ははなはだ疑問に思っている。

◆取材メモ 取材日:平成24年3月19日 パイラスにて

取材参加者: 尾崎英二(S31)、斉藤徳浩(S32)、志田憲一(S33)、於保洋生(S35)、 白石治比古(S41)

## 城北会千葉支部会誌 第9号

平成 24(2012)年 11 月発行

発行:城北会千葉支部

支 部 長 斉藤 徳浩(S32)

副支部長 堀口俊一郎 (S32)

副支部長 岡田 光正(S35)

顧 問 尾崎 英二(S31)

事務局: 273-0042 船橋市前貝塚 270-25

本橋 輝明(S34)

電話 090-6021-7393

E-mail:mteruak@attglobal.net